

令和3年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月7日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時03分

(午前10時00分 開議)

議長（田中三江君） おはようございます。これから、本日、6月7日の会議を開きます。

本日の会議におき、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、9人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実施的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、**6番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 女性活躍社会に向けて**

2. まちづくり創生会議についてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。通告に従いまして質問を行います。

最初に、女性活躍社会実現に向けてについてを伺います。

少子高齢化が進んでいる中、働く世代の減少が社会問題となっています。今の社会を支えている世代が高齢化により一線から退き年金受給者となってしまう人が増え、少子化により新入社員が減ってしまい社員の確保ができない問題等が発生しています。高齢世代が増えて若者世代が減る、いびつな人口構造が原因で働く世代の減少が日本の将来に暗い影を落としています。

そんな状況を改善する一つの方策として、人口の半分を占める女性にもっと第一線で活躍してもらうことが考えられます。日本では女性は子育てなどで一旦職場を離れてそのまま家庭で専業主婦となってしまうことも多く、結婚する前にせっかく培ったキャリアを諦めてしまうケースも多いと言われています。

世界に目を移すと、先進国で日本ほど女性リーダーが少ない国は、もはやどこにもありません。女性の考え方や能力を社会全体に広く生かすために女性活躍推進が唱えられています。このことについて町長の所見を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

女性が活躍できる社会に向けて国では平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる、通称、女性活躍推進法が成立をしました。この法律では、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要と位置づけられております。

また、令和元年に一般事業主行動計画の策定や情報公開の方法の変更、情報公表の義務や数値目標を定めた行動計画の策定を追加しました。

女性活躍推進法の一部が改正され、同年6月に公布され、昔ながらのいわゆる男は仕事、女は家庭といったような意識は変わってきているようではありますが、当町に限らず社会全体において様々な組織や地域活動などにおける女性の参画は、まだまだ少ないのではないかと感じております。

少子高齢化の進展と生産年齢人口減少に伴う社会構造への悪影響も懸念されている中、今以上に女性の社会進出を促すことが大変重要なことだと認識をしております。女性が持つ個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会を形成していくことが必要であると私は思っております。

以上でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご答弁で、ぜひ女性が活躍できる社会を目指すことは町長もそうしていると、その方向でいきたいというような答弁だったと思います。

国では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を2016年4月に施行いたしました。この法律により女性デジタル人材や管理職、役員など、女性の参画拡大を推進するため地域女性活躍推進交付金が創設され、交付対象は地方公共団体、交付上限として市町村で250万円とこのことなのですが、地域女性活躍推進交付金というこの交付金の内容詳細につきまして担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

この交付金は、地域の実情に応じた女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする交付金となります。

対象事業としましては、一つ目といたしまして、女性デジタル人材や管理職、役員の育成など、女性の参画拡大を推進する活躍推進型、二つ目といたしまして、様々な

課題、困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援を行う寄り添い支援型、三つ目といたしまして、孤独、孤立で不安を抱える女性が社会との絆、つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用したきめ細かい支援を行うつながりサポート型の三つの取組となります。

また、補助率は、活躍推進型、寄り添い支援型については補助率2分の1で交付金の上限が250万円となり、つながりサポート型は補助率4分の3で上限が1,125万円という交付金の内容となります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） なかなかこんな交付金があるなんて私も知らなかったものですから、とてもいい交付金の中身だと思うんですが、この交付金について立科町では活用する予定は今後ございませんか。担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えします。

こちらの交付金につきましては国のほうで推進しておりますけれども、現在、町ではこちらの推進交付金内容等、精査をしながら検討をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） せっかく女性活躍推進のための制度ですので、できるだけこういう国の補助事業を使っていただきたいと思います。

次に、役場職員の女性管理職の現状についてを伺います。

その前に、当立科町議会では、このたび田中三江議長が誕生し女性議長として2人目の議長となりました。女性活躍推進社会実現に向けて力を発揮していただけると私は確信しています。

さて、国では市町村における管理職の割合を2020年までに30%にするという政府目標を立てていたと承知していますが、立科町では女性の管理職割合がどのようになっているのか現状を副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

令和3年度現在、当町の女性管理職の割合は33.3%であります。国では、令和2年12月に閣議決定をされました第5次男女共同参画基本計画の中で、2025年度、令和7年度目標として市町村の課長相当職に占める女性の割合を22%としております。当町においてはその目標を上回っている状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 現状はとてもいい状況だと思いますので、これをできるだけこれから先

もパーセントを上げていただくような方向で町として動いていただきたいと思います。

女性が職場において昇進意欲を持って働くことができるよう、国から当然、行政指導とか提言がなされていると思いますが、管理職割合の男女格差をなくして女性活躍を推進する体制を今後とも整える必要があると私は考えていますが、このことにつきまして副町長はどのような認識で行っているのかお伺いします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

町では、平成27年に公布をされました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、立科町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定しております。

その中では、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備、二つ目として女性職員の活躍の推進に向けた数値目標等を設定しております。そういった取組の中で、現在、町とすれば体制整備をしているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 町は地域の見本でありますので、できるだけその方向を継続していただきたいと考えています。

さて、地域に目を移しますと、女性活躍の場で私が最初に考えるのは公民館女性部という組織がございます、これは分館単位で構成されて、以前はどこの分館でも公民館女性部というものがあったかと思いますが、公民館女性部については様々な場面、地域の祭り事とか行事などで活躍されていたと思います。今現在の状況はどのようになっているのか教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。

公民館女性部につきましては、昭和53年に開催された第1回立科町婦人問題研究集会を機に、夫婦共働き、青少年の非行化というような様々な問題に関しまして、今まで女性が直接参加をしていく場所がなかったということから公民館に女性部を設けて以来、現在の公民館女性部として活動をしているわけでございます。

議員さんおっしゃるように、発足当時につきましては各分館におきましてほとんどのところで女性部があったわけでございます。しかし、近年では社会構造の変化によりまして平成20年頃から減少が著しくなっておりまして、平成23年度では19分館で部員数は1,569名、平成25年度では15分館1,367名、平成30年度につきましては11分館1,155名、そして昨年度の令和2年度につきましては9分館1,001名といった状況であります。現在、令和3年度において活動をしている分館につきましては7分館で部員数が791名という状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のお話では、聞いているところによると年々分館数がどんどん少なくなっていった、今、7分館ですかね、とても私は危機的状況であるのではないかと思いますが、女性活躍推進をするのに逆行するような現状では、特にこの実態は憂慮すべき問題であると思うんですが、その原因と課題についてはどう思っているのか教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり大変危機的な状況かなというふうに思っております。そんな中で、令和元年度におきまして今後の公民館女性部の活動が危惧されるということから33の分館につきましてアンケートを実施したところでございます。

その結果、21の分館から回答をいただいておりますが、公民館女性部の活動を行っている分館は、その当時で9分館という状況でありました。その中でも女性グループとしては母親クラブといったようなグループが活動をしているというような回答もあったわけでございます。

年々減少している原因につきましては、アンケートの中でそのこのところの原因までは調査を行っておりませんので、詳しい原因は承知しておらないわけでございますけれども、社会情勢や労働形態の変容でありますとかということがありまして、地域活動への参加が難しくなっているということも一因ではないかというふうに推測をされます。

そこで、公民館では以前から公民館女性部の減少を抑えるために、地区回りで決めていた町全体の公民館の女性部長、こういったものを公民館長が引受けたり、あるいはまた公民館で行う学習会等の講師の派遣等の手配までも公民館で支援するというようなお手伝いをさせていただいたわけですが、そういったことによって少しでも負担軽減に努めてきたわけでございますが、現状では減少の歯止めにはなっていないというのが状況であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 現状はなかなか厳しいということなんですが、私が申し上げたいのはやっぱりこれは女性活躍社会に進むべきだと思っていて、地域としてもこういう現状を変えていかなくてはいけない、何としてもこれは分館としてもどんどん少なくなってしまうと方向だというのは、それは阻止しなくてはいけないと思うんですよ、だから、その辺については、ある程度、抜本的な改革が必要ではないかと私は思うんですが、そのことについては、今、お考えはございませんか。教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

まさに議員さんおっしゃるとおりであります。地域の女性が活躍するということが

やっぱりその地域も盛り上がり、また町全体としても盛り上がるということになるわけでございますので、できるだけ活躍をしてほしいということで思っておりますが、なかなか地域活動が煩わしいといったようなことも聞いておりますので、できるだけ自主的な活動が盛んになって、ぜひそれが地域へ広がり、そしてまた町全体に広がってくるというような機運の醸成に、これからもできるだけ努めてまいりたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 地域の中では女性の若手部会ですとか、そういったものも拝見しますので、できるだけそういうところを支援しながら、もうちょっと公民館活動、女性部というものを見直していただきたいなど、ここのところで止めるべきだと思います。ぜひこの公民館女性部が増えていくような方向になっていただきたい、そういう政策をお願いしたいと思います。

続きまして、区長とか部落長、公民館など、各地区にはそれぞれ重要な役員がありますが、そこに占める女性役員の割合の現状について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

町で把握しております主だった地区役員の現状について申し上げますが、町内の区の数は16区あり、令和3年度は全て男性が区長でしたが、令和2年度におきましては女性1名の方が区長で務めております。部落につきましては45部落あり、そのうち3部落で女性の方が部落長を務めております。また、分館は33分館あり、そのうち2名の女性の方が分館長として務めている、そういう状況です。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の回答でほとんどですね、1人は確か区長さんになっておられたと思いますけれども、本当にいないと、9割方男性中心だと、こういった地域の行政は本当に男性中心になってしまっていて、実際の女性の活躍社会からはほど遠い現状があると私は認識していますが、このことについて町長はどう考えますか。町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今井議員もご承知のように各地区の役員は多くの地区で男性が務めている状況でありますけれども、これからは女性が能力と感性を発揮して地域において活躍することを期待しているところであります。

また、女性活躍の推進においては、企業そして自治体、家族のサポート等も含めて女性の就業継続とともに、よく言われますワーク・ライフ・バランスの確立を図っていく必要があると感じているところであります。

町では、女性が社会進出しやすい環境を整えるために保育園における早朝保育、延

長保育、休日保育、一時保育の取組や児童館における児童クラブの活用などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答で社会進出しやすい環境をぜひ整えていただきたい、それと、私はこの現状から、原因の一つは今まで町が区長とか部落長会などは例年あったかと思うんですがそういう説明会等の中で各地区に女性の役員の選出について依頼をしてこなかったということが大きな要因ではないかと考えています。

各地区の主要なポストは慣例で男性ばかりになってしまっていると思われまます。地域行政では主要なポストは男性になるのが当たり前と考えているので女性は選出されてこなかった、そのために女性が役員でなかったことにより女性の声を反映するのは難しい実態であったと私は考えます。

地域の問題、課題につきましては青少年の健全育成とか福祉それから介護、さらにはごみの問題など、子育てや家事を行っている女性目線がとても重要になると私は思いますが、このことについて町長はどう思われますか。お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

立科町では議会をはじめ多くの団体で女性の皆さんにも活躍いただいているということは認識しております。団体等における女性の参画比率を見ますと、議会では25%、先ほど副町長からも答弁しましたけれども、役場職員の女性管理職では33.3%、民生児童委員会では52%、教育委員では40%、図書選定委員では71.4%と多くの女性の皆さんに活躍いただいている現状下でございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今、町長にご回答いただいた委員会は女性が多いものを多分上げていらっしゃると思うんですが、町が関係する組織等、行政機関とすると、すごくたくさん、60近いような機関があったかと思えます、条例の中にうたっている機関ですよ、そういった中で例えば農業委員ですとか、私たち参加させていただいている環境審議会の委員ですとか、そういったもの私も参加しているものはあるんですが、そのメンバーを見ると今ほとんど女性がいないような状況も委員会の中にはあるんですよ、だからその辺のところは今後変えるべきだと思っています。

だから、今、町長がおっしゃった以外の多くの委員会の中で女性のパーセンテージを上げるべきだと私は考えているんですが、そのことについては町長どういうふうに考えていらっしゃるかお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

確かに、今、議員おっしゃるとおり、幾つか先ほど私が申し上げたような業種、職種の中で女性の活躍も見られるわけでありましてけれども、まだまだそれ以外の多くの役職の中で女性に活躍していただきたいと思うところもございます。

以前、農業委員会等の中でも女性の委員さんもおられました、時々によって変化はあるわけでありましてけれども、しかし、これからできる限り、今、働いている女性の方に即というのは、なかなかやはり平日に出てくるというのは難しい部分もありますが、多くの女性の皆様方にそういった役職になっていただく、そういった機運というのは当初のほうから申し上げていますように、地域の中にそういった機運が出てこなければなかなかこの中央側のほうに出てくるということは難しいのではないかなと、このようにも思っておりますので、これは行政のみならず地域全体のやっぱりこれは大きな問題かなというふうに捉えておりますので、今後もそういった方向で活躍していただければありがたい、このように思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の現状をなかなか変えるのは政府が目標を掲げているように、政府は目標を掲げていて指導は多分きているから特に行政とかの女性の割合が増えているんだと私は考えていますが、それと同じように地区の役員さんの3割は女性で選んでいただきたいと、そのようなお願いをすとか、青少年育成とか子育てに関わりの深いような分館役員については女性を中心に選んでいただけるように町が積極的に区とか部落に女性の委員さんをお願いすという方向を依頼するべきだと私は考えていますが、それについて町長のお考えをお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、行政がということで、行政主導でそういう方向でということでありましてけれども、やはりこれは先ほど来から申し上げていますように社会の構造変化あるいは今の置かれている男女共働き等々、いろいろな場面で男性も女性もそれぞれその条件によって、あるいはその原因によって必ずしもその場に就けるという環境下にはない部分もありますけれども、今、議員おっしゃるようであればそういう方向があればいいわけでありましてけれども、こういった関係の中で私はやっぱり家庭の協力体制、こういうものも必要になってくるというふうにも思いますし、理解ですね、それからまた地域社会の中でもやはり女性の方云々というより私は男性であれ女性であれやはりこれはそれぞれの持つその特性、個性、そういったものが生かされるのであれば、男女を問わずそういった関係で役員になっていただけるということが私はベターではないかなというふうに思っておりますので、今後、行政としてでき得る関係の中では考えていきたいというふうに思っています。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ヨーロッパのある国では、あらかじめ女性の割合を何割と定めるクオー

クオータ制というのがあるんですけど、それを導入して初めて女性の社会進出が大きく進んだと言われていました。それまで女性が全然出てこなかったのを何割と定めることによって女性の社会進出が急激に進んだと、そういったことが女性活躍社会の鍵になると私は考えていまして、行政が関係する委員会や団体についてもクオータ制というのをぜひ検討するべきではないかと思うんですが町長の考えをお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることはごもっともな部分が多いわけでありまして。このクオータ制につきまして初めて聞く言葉ではありますので私も少し調べさせていただきました。このクオータを訳しますと割当てというふうに書かれているわけでありまして、クオータ制というのは政治において議員候補者の一定数を女性と定める制度のことだというふうに思っておりますが、議員や会社役員に一定数の女性を確保したい際にあらかじめ割当てを行うものだというふうに認識しております。

クオータ制のメリットとしましては、これを導入することで女性のキャリアに対する問題が認識され、出産、育児、介護などのライフイベントに対する支援を見直す企業も増えてきているのではないかというふうに思っておりますが、反面、デメリットとしては数値目標だけが先走ってしまうこと、企業では女性の出産や育児期のライフイベントコストは企業の負担として重くのしかかる現実でもあるかなというふうにも思っております。

子育て中はフルタイム勤務が難しいという女性も珍しくないというふうに聞いておりますが、このような制度の考え方も必要なことだと思いますが、先ほど私申し上げました、男性、女性問わず安心して働き続けることができるような環境整備が必要であらうというふうに総合的には考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 国が今の現状は先進国で本当に低いレベルだと、女性の活躍を推進しなければいけないというのが今回できた法律ですから、そこのところを重々承知しながら町としても遅れないような方向で女性の活躍を後押しすると、それが一番だと私は考えています。

地域では福祉のボランティアですとか、子育て支援のボランティア、それから女性の活動するサークルなど様々な女性活動団体が活躍していると思っております。このような活動が地域に活気と潤いをもたらしていると私は感じていますが、町長はその辺について女性活動団体についてはどういうふうに感じているかをお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町内全ての女性ボランティアの数とか、そういった中身につきましてまだ私のほうでは把握してございませんけれども活動していることは認識をしております。それら

の問題についての詳細については教育次長のほうから答えさせます。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、町におきましては、女性のボランティア活動に対する補助金はございませんが、町内のボランティアについて社会福祉協議会へ確認しましたところ、登録しているボランティアの団体数は5団体で、また補助金も交付されていると聞いております。以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 細かなところは把握されていないようですが、こういったものの活動を継続するには資金面でのサポートが大変重要だと思います。今、一部の補助金はあると思いますというような話でしたが、全て把握しているわけではないので、そこについてはそういう団体を把握して、自前でなかなか活動を継続するというのは厳しい面があると私は考えていまして、このような活動をしている女性団体に対しての活動費の補助などについては行政支援をするべきだと思っているんです。

このことが女性活躍の推進につながる、また後押しするという、町がそういう体制を取っているというのが力強い支援になりますので、今後その団体を把握して、そういった団体に対して支援を差し伸べるということがぜひ必要だと思いますが町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

確かにそういった補助的な部分を行政が担うということもしかりかと思いますが、私は根本的にやはりこの地域の中で町民の皆様方が安心安全な生活を送っていく、その中には当然ボランティアという団体もございまして、そういった皆さん方はいわゆる補助を望むということだけのところに固執するのではなくて、やはり自分たち自らこの地域をどうしようということを積極的に考えていただく、その中にその団体を維持していくために行政として必要があるという判断が出てくれば、これは行政も検討せざるを得ないというふうにも考えますし、また、以前にそれぞれ先進的にグループを組まれて活動していた、そういった団体もございまして、そういったところは育成という段階の中で育成に対する補助というものをみてきた経緯もございまして、そういったこともつぶさにまた調査をさせていただきまして、必要があればそういったところに持っていきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のように女性活躍社会に向けては女性活動団体の活躍が継続できる仕組みというのを考えるべき、それを考えるのは行政であると思います。

しかし、現状では町行政の様々な計画やプランの作成を一括町外業者に委託して委託料何百万円というようなものを払っている、そういった予算があるんですよね、そ

ういった町の計画やプランについては職員が自前で作成すればより多くの予算がほかに向けられるわけですから、様々な計画やプランについてはより立科町に即した内容ではなければならないと私は考えていますので、結局、町外業者に一括委託すると全国一律で絵に描いた餅みたいなようなものが出来てしまって、立科町の実態にそぐわない計画とかプランとなってしまうことも多いと思います。

そのために、計画、プラン等については職員が率先して行うことによって、そのお金をほかの活躍している団体、ほかの予算に向けられるということが出来ますから、そういった方向も一つ考えるべきだと思っていますが町長はどう思いますでしょうか。伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員おっしゃったことは、言わば役場の職員が中心となってそういった計画を立てていけということでもあります。もちろん行政でできることは行政の職員がやるということは当たり前でありますけれども、ただ、どうしてもこういったものをつくり上げていくためには専門分野が当然出てきます。この部分は委託料等のお金はかかりますけれども、そういった専門のところは当然そういったところの企画、立案、そしてそれぞれということになりますと民間業者に委託ということにもなってくるわけでありまして。ここらには必要かつ可能な部分でそういった業者、また職員と、餅は餅屋という部分で進めていくというふうになるかと思えます。

また、特に女性活躍推進事業の予算というようなものも必要になってくるということでもありますけれども、そういった面でも予算の確保ということになってこようかと思えますので、今後そういったものも検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） その辺の予算の使い方は、もう一度、考える、見直す時期ではないかなと思っています。本年度も空き家計画の策定では400万円を超えるような委託料が計上されていると思います。やっぱり立科町の実態に即した計画を策定するというところに視点を移せば、職員の能力を十分に活用しながら地元の協議会と十分協議していただいて、できる限り実態に合ったものを立てていただきたいと思えます。私はそういうふうに考えますが、そここのところは、もう一度、適切な予算執行を検討していただけるよう強く求めたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

立科町のまちづくり創生会議についてを質問いたします。

両角町長は、住民参加の下、立科町のまちづくりを推進するためにまちづくり創生会議を創設されました。令和元年の12月に設置要綱が告示されまして町民に広く公募して第1回の会議は令和2年1月30日に開催されました。

委員の公募に当たっては、大きな三つのテーマ、1が公共施設の整備に関すること、

2として移住定住の促進に関する事、3として産業の振興に関する事でございます。私も移住定住の促進に関する事に申込みをいたしまして公募委員となりました。

町長は、まちづくり創生会議により、より広く町民の声を政策に反映させたいと述べておりますが、創生会議の目的と趣旨について伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうからの質問の中に幾つか出てまいりました、これらと言葉の関係が重複する部分もあろうかと思えますけれどもお許しをいただいてご答弁をさせていただきます。

まちづくり創生会議は私の公約の一つでもございます。そういった中で住民参加の下で、立科町のまちづくり推進に関する事項を研究、検討していただいて、町長である私に提言をいただくという会議の趣旨でございます。

研究、検討する事項につきましては、現在、当町が抱える課題等の中で公共施設の整備に関する事、そして二つ目としては移住定住の促進に関する事、三つ目としては産業の振興に関する事、それ以外にも町の課題はありますけれども、特にこの三つを大きな柱として課題に上げ、テーマを設定し、それぞれのテーマに対応した三つの部会、公共施設部会、移住定住促進部会、産業振興部会を設け、委員である町民の皆様のご意見をお聞きするとともに課題解決に向けての提言をいただくことを目的に発足したわけであります。

先ほど議員のほうからもありましたけれども、委員は関係団体からの推薦と町民からの公募により組織しまして、昨年1月30日に全体会議を開催しまして、その後、各部会での研究、検討を始めてきているところでございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私が関係する移住定住促進部会では公募委員が私を含めて3名おりました。そのほかに保育園、小中高のPTAの役員さん、それから関係団体が推薦した一般の方、そこに加えて役場の職員、企画課、町民課、建設環境課、教育委員会等の課長及び係長などで組織をされました。

公募委員と団体推薦で一般が9名、そこに役場の職員が10名加わって移住定住促進部会になったんですが、役場の職員のほうが多いという構成でございまして、構成メンバーを見れば町民の声を聞くに足らないと私は思ったんですが、このことについて担当課長はどう思ったのか、公募委員の2次募集とかを考えなかったのかお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まちづくり創生会議には、関係団体からの推薦、町民からの公募の委員のほか、事務局として関係する課等の課長、係長、担当などの職員も出席しており、関係する法律、制度や、現在、実施している事業の内容、町の現状と課題の説明を行い、加えて職員も部会において意見を述べるができることとしております。

ご質問の委員と職員の構成割合につきましては、公共施設部会では委員10名、職員8名、移住定住促進部会では委員9名、職員10名、産業振興部会では委員11名、職員7名で、全体の割合としては委員55%、職員45%でございます。

先ほどの公募委員を追加募集すべきではなかったのかというご質問につきましては、事務局の職員も意見を述べることはできますが、委員による研究、検討が基本であり職員は説明や委員からの質問の対応等が主な役割となります。町の将来の姿や課題解決を話し合い、意見をまとめていくまちづくり創生会議では、各部会の委員の人数は10名程度が適当と考え公募委員の追加募集は行っておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私は本当は公募委員のままでしたかと思いますが、事務局のほうで意に反して部会長に推薦されましたので、移住定住促進部会長として会議を取りまとめることになりました。

令和2年2月17日に第2回の部会を開催して子育て支援について協議し始めたところで新型コロナウイルス感染症が拡大を始めまして、会議の開催ができない状況となってしまいました。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状態で、私は部員のアンケート方式で取りまとめたらと提案を申し上げましたけれども、町長は会議の継続を強く要望されました。

そのため、感染症対策を講じて会議を継続することになり、第3回の会議はそれから8カ月後の昨年の令和2年10月26日の夜、開催となりました。公募委員、関係団体の皆さんにつきましてはコロナ禍にもかかわらず仕事終わりに夜間にお集まりいただいて、しかもボランティアで参加されてとても大変だったと思います。

その後、令和3年、今年の3月22日の第8回まで毎月開催をして、8回開催をしてようやく取りまとめをすることができました。

私は大変有意義な提言になったと思っております。移住定住促進部会では3月26日にこの提言書を町長に提出しましたが提言内容がすぐには公表されませんでした。私は、再三、内容が重要なことなので早急にホームページとか広報、ケーブルテレビで公表していただきたいと担当課長に求めましたが、どうして早く公表されなかったのか、その理由を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

公共施設部会及び移住定住促進部会の二つの部会については検討を終え、それぞれ3月に提言書の提出をいただきました。産業振興部会は現在も継続して会議を開催していただいておりますが、取扱うテーマの一部の雇用の確保と企業誘致という課題につきましては提言をいただいております。

町としては、何らかの方法により住民向けに周知をすることは考えておりましたが、まちづくり創生会議の各部会の正副部会長が集まる連絡会議の中で周知についてのご意見をいただき、それにより既に提出された提言についてはホームページに掲載しており、今後、広報たてしなに掲載していく予定です。現在も継続している産業振興部会についても提言書が提出された後に同様の周知を行う予定です。

先ほど、もうちょっと早くという議員さんの言葉がありましたが、それについては公共施設部会は提言書を3月22日に提出され、移住定住促進部会は3月26日に提出されました。その前日の25日に連絡会議を開催し、議員さんもお出席されたその中で各部会の提言の周知方法が統一されるよう提言の公表については次回の連絡会議までに町長の考えも確認し方向性を出すことに決定し、次回の5月21日の連絡会議で出た方向性に沿い周知をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 連絡会議のことを申し上げられたんですが、公共施設部会は3月22日に提言書を提出したんですよね、提出しているんですけど部会長である私はそのことを知らなかったんですよね、どうしてかと言うと、公共施設部会の提言が終わった後、連絡会議を3日後に開催されて事後報告だったんですよ、連絡会議自体が通常は一番重要と思われる提言時期の調整並びに各部会の進捗状況の報告が目的だったと思うんですが、それがなぜこういった事後報告で調整の役目を果たさなかったのかと、私はとてもその辺が納得いかないんですが、そのことについてお伺いします。担当課長、お願いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

連絡会議は、先ほども言いましたとおり各部会長及び副部会長をもって組織し、各部会間の連絡や調整を行っており、これまでに6回開催しております。具体的には各部会の進捗状況の報告、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年3月から中断したまちづくり創生会議の再開の時期や会議の進め方、提言の周知方法等について協議をいただいております。

先ほどの公共施設部会の提言が連絡会議の前に提出されたということに関しましては、本来は提言書の提出前に連絡会議を開催すべきと考えておりましたが、移住定住

促進部会の最後の会議が3月22日であり、そこで提言書が確定するため、それを待つて連絡会議を25日に開催いたしました。

そのため、先ほど議員さんもおっしゃったとおり公共施設部会の提言書が22日に提出された3日後の開催となりましたが、コロナ禍の状況もあり頻繁な会議の開催を避け、二つの部会の提言書を同時に連絡会議で報告する形となりました。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 言い訳にしか聞こえませんが、その辺はいいです。

提言内容を町民の皆さんに知っていただきたいので、私の時間を使ってどんなものを私の部会が提言したかということで、これから朗読しながら申し上げます。

提言内容。

コロナ禍で大変厳しい状況の中、議論を重ねてまとめた貴重な提言書です。都市から地方へ人の流れが加速する中、立科町への移住希望者がいるのに住む家がないことが大きな問題です。住宅確保対策を最重要課題として早急に取り組むよう提言します。

提言の詳細については次のとおりです。まちづくりに生かしていただくよう要請いたします。

①子育て支援について。

- 1、保育園、小中学校保護者との懇談会を定期的年1回開催されたい。
- 2、町民が災害発生情報、行政情報、イベント行事等のお知らせをホームページ、アプリ等を活用して入手できるような通信インフラを整備されたい。
- 3、子育て支援ボランティアの新設や子育て支援施策の周知方法について工夫されたい。
- 4、児童館運営体制を検証並びに改善されたい。
- 5、行政と連携できる民間助産院を誘致されたい。
- 6、子育て支援住宅戸数拡大や既存空き家の施設転用等を検討されたい。
- 7、立科町内において「病児保育」と「0歳児保育」を実現されたい。
- 8、スクールバス運行による安全な通学を確保されたい。
- 9、少子化の進む中、小中学校を小中一貫等の在り方について検討されたい。
- 10、公園の拡充、砂場を増設されたい。
- 11、児童手当の給付を拡大されたい。高校生まで。
- 12、チャイルドシート購入補助を見直しされたい。年齢に関係なく就学前までに2回。
- 13、人口施策として出産祝金を新設されたい。
- 14、延長保育の中で習い事も実施されたい。
- 15、子供のインフルエンザ予防接種の補助を実施されたい。

②移住定住の促進について。

- 1、移住に結びついた仲介者に対しての報奨金制度を創設されたい。
 - 2、移住者は売買物件よりも賃貸物件を希望するため、賃貸物件を確保されたい。
 - 3、移住後のトラブルを防ぐため、事前に区費や病院など実情に即した農村の生活情報を提供されたい。
 - 4、ホームページ等で町の住環境条件のよさをアピールされたい。
 - 5、空き家バンクを利用しない移住者への補助金制度を創設されたい。
 - 6、立科町移住・定住アンバサダー制度の充実を図られたい。例えば、区長、部落長等の地元精通の方に参画いただく。
 - 7、移住体験住宅利用者への生活体験プログラムを作成し実施されたい。
 - 8、宅地建物取引業者等の民間事業者との連携をされたい。
- ③空き家対策・利活用について。
- 1、広く意見を取り入れて空き家対策計画を作成されたい。
 - 2、人々が集い地域活性化できるように空き家等を活用されたい。
 - 3、長野県と連携して空き家等対策及び移住促進をされたい。
 - 4、空き家等対策の取組について積極的に情報発信されたい。
 - 5、民間で空き家等の取引が活性化する方策を検討されたい。
 - 6、建物等の取引を把握し、現状に即した空き家バンクの活用促進をされたい。
 - 7、空き家所有者に対し空き家の適正管理の行政指導をされたい。
 - 8、町が空き家を購入または借上げしリノベーションした後、移住者に賃貸する取組をされたい。
 - 9、空き家解消に向けて地域住民と連携して空き家対策を実施されたい。
 - 10、国の補助金を活用し、空き家を交流施設、創作活動施設、文化施設等に再生されたい。
 - 11、町が民間と資本を出して住宅供給公社の役割を果たす団体を設立されたい。

以上。

これが全てでございまして、項目については本当に第8回の厳しいコロナの中、こんな状況でも皆さんが取りまとめた提言書でございまして。これについてはこれからぜひ町民の皆さんに早く公表していただいて政策に実行していただきたいということがございまして、この提言書内容を基に政策実現はどんなふうになるのか町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まちづくり創生会議からいただいた提言の内容は、我々、理事者はじめ職員全体で共有をしております。また、これから出てくる部会の提言につきましても同様でございます。

この提言は私の思いで皆様に町の課題解決に向けて取り組んでいただいたものであ

り、これからの当町の方向性や施策の企画、立案をする上で重要視していきたいというふうに考えておりますが、施策の実現に向けては町として総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

その中で、中央公民館及び周辺施設の整備など、町として検討に時間を要するものもございますので、今後、少なくともそれぞれの提言について検討を町側としても改めて職員等もやっていかないといけないし、また町民の皆様方にもこういったものに対してどうだというものも今後出てくるかというふうにも思いますので、一足飛びにはいかない部分もございます。

ただ、提言の中に、今、議員おっしゃっていただいたそれぞれ多くの提言項目がございますけれども、これらの中で実現可能なものは、当然、早急にかかっていくということになるかと思えます。

議長（田中三江君） 今井 清君、時間の確認をしてください。

6番（今井 清君） はい、まとめますね、もう時間もないので、提言については本当は6月の広報で出ればよかったんですが出されないと、まだ出されないの、至急、広報たてしな、それからケーブルテレビ等においても、ぜひ住民の皆さんに公表をしていただきたい。ホームページに載せるのに2カ月もかかるような行政をしないようにしていただきたいということでございます。

両角町長の任期もあと2年を切ってしまいました。政策を実現するには本年度と来年度しかございません。コロナ禍の中、感染症対策を徹底して1年以上かけて苦勞をして私たちが取りまとめた貴重な提言でございます。町民の切実な声が詰まっていることを念頭に、今後、政策実現するよう強く求めて、私の質問を終了いたします。

議長（田中三江君） これで、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. ICT教育の進捗状況について**です。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。通告に従って質問させていただきます。

ICT教育の進捗状況について、お伺いいたします。

ICTとは、情報通信技術のことで、最近マスメディアの中で頻繁に出てきます。

そのICTを教育に反映させるというものです。

以前、内閣府が提唱する未来社会のコンセプトSociety5.0が出されました。これは、Society1.0の狩猟社会から2.0農耕社会、3.0工業社会、4.0情報社会に続き、半歩先の未来の新たな社会としてIoT、モノのインターネットで全ての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことを想定しています。

文部科学省は、それを受けてSociety5.0に向けた人材育成にかかわる大臣懇談会のまとめとして、Society5.0に向けた人材育成「社会が変わる、学びが変わる」を発表しました。

情報通信技術の進化により、大変革時代が到来し、社会像、学びの在り方、求められる人物像がうたわれています。

そんなSociety5.0に生きる子供たちにふさわしい、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学び」を実現するために、一人一台、端末等のICT環境の整備をしております。

本年をGIGAスクール元年として4月以降の本格運用開始を前に、整備された一人一台端末の積極的な利活用等の促進、通信ネットワークの円滑な運用確保に関わる対応の促進等を掲げました。教育委員会では、運用におう前に慌ただしく準備を進めてこられたと思います。

教育長にお伺いします。現在は、来るべき社会に向けて、教育上、大きな転換点、変革期と思います。本来は、じっくり丁寧に、確実に進めるべきところですが、コロナ禍でオンライン授業導入の促進で、令和5年までの日程が前倒しとなりました。詳細の進捗は次長にお伺いしますが、重要で大きな変革期において、一人一台端末の積極的な利活用の促進や、通信ネットワークの円滑な運用確保の促進等の導入に当たっての総括をお願いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

児童生徒一人一台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備し、ICT教育を推進する国のGIGAスクール構想は、平成30年から5年計画でスタートいたしました。議員さんおっしゃるように、昨年、新型コロナウイルス感染症が発生し、非常事態宣言が出され、学校が臨時休業となったことから、学びの保障を担保する手段としまして、計画を前倒しして実施することとなり、当町も昨年度、補正予算に計上し、本年2月末に関連機器を含め整備を完了したところでございます。

パソコンを使用する授業につきましては、従来からも行っておりますが、今回の

整備により各教室でいつでも使用でき、また、関連機器や学習ソフトも充実をいたしましたので、これらを利用して、より分かりやすい授業としていくことが大変大事であろうと思ひまして、現在、校内研修、あるいは、教育事務所による研修等を行いつつながら利活用に向け取り組んでいるところでございます。

また、通信ネットワークに関しましては、昨年度、児童生徒の家庭における通信環境を調査し、インターネット環境が整備されていない家庭につきましては、貸し出すルーターも準備をしたところでございます。

パソコン及び関連機器の導入に当たっては、小中学校、それから、メーカーでありますとか、情報機器を取り扱う業者等と、十分打合わせ協議を行い整備をいたしました。実際に稼働してみますと、一部に不具合がありましたので調整を行い、活用に支障のないよう作動確認をしたところでございます。

過日の新聞報道にもありましたように、GIGAスクール構想の実施には、多くの課題があるわけですが、これからのデジタル社会においては、ICT教育はますます重要な役割を担うこととなります。整備をしました機器を学習や、それからプログラミング教育に最大限活用できるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ありがとうございます。

当町でも準備が大分進んでいるということだったが、これの端末の導入についての質問は、昨年の第4回定例会の中で田中議員よりネットワーク環境の整備をという一般質問の中で、教育のICT環境整備の質問がありました。まだ当時は導入前で、タブレットの納入が2月末、使用料というのは3月からという回答でした。

教育次長にお伺いします。当町では、本格運用値チェックリストというものを作成して確認したんでしょうか。その中での問題点はありましたか。

また、480台全ての端末機が予定どおり購入され、個人個人に配付され、周辺機器の準備も万全にでき、新学期は順調にスタートしましたか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

令和3年3月12日付文部科学省初等中等教育局長から送付されているGIGAスクール構想本格運用時チェックリストを参考に、当町におきましても作成し運用を始めています。

立ち上げの設定につきましては、納入業者により初期設定を行いましたが、教育長の答弁でもありましたとおり、稼働してみたところ一部に不具合がありましたので調整を行い、活用に支障のないよう作動確認をしたところであります。

周辺機器につきましては、計画どおりに納入され、新学期からは準備のできたクラ

ス、学科から学習内容により使用しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 準備も万全にスタートしたということなんですけど、文科省では、インターネットのクラウド活用について、保護者に事前に了解を得るようにすることが望ましいとしていますけれども、立科町では、これらの説明をして了解を得られたんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

現在は、自宅へ持ち帰っておりませんが、クラウドを活用し、オンライン授業を行う際は、チェックリストにも記載されている事項ですので、保護者から事前に了解を得るよう進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、インターネットのクラウド活用については、これからということと理解しますが、これ多分、保護者の方は、インターネットがいろいろなどこへつながっているという、非常に保護者から見ると何かこう危険というか、そういう部分もあるということを感じるとお思いますので、なるべく早目に、これは将来的にどうせ、どうしても必要になるものですから、早目に説明をして了解を得たほうがいいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今ありましたけど、リモートやオンライン授業が、実施可能ということなんですけど、そうすると世界各地とつながるということなんですけど、愛川町やオレゴン州等の学校とつながり、交流の幅や仕方も変わってくると思うんですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

動画も見られることや、また、リモートやオンライン授業も行える状況です。今までは、愛川町との青少年交流事業やオレゴン市派遣事業を実施しておりました。しかし、昨年と今年はコロナで交流が中止となってしまいました。

今後は、リモートによる交流も可能となりますが、現地を訪れて、肌で見て感じる従来どおりの交流が大事だと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 現地に行かれる方は、ある程度の人数の方で、ほとんどの生徒さんは残っているわけですから、その辺のそこをうまく活用しながら、立科にいる生徒さんにも状況は分かるようにリモートでやりながら、行く人は行く残っている人は、そ

うのが見られるというふうにするのが、これから手段として出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

先ほどもありました文科省では、家庭でもつながる通信環境ということがありました。立科町は、まだ端末を持ち帰っていないということなんですけれども、いつ頃から、それを生徒児童に持ち帰らせてやっていくのかということと、その判断基準——いつになったら出すという判断基準をお聞かせください。

それと、もし持ち帰って場合、夜間や休日自宅でソフトやハードの不具合が生じた場合、そのようなときはどのように対応するのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

端末につきましては、学校がやむを得ず長期に臨時休業する場合に限り、自宅で使用する事となっております。もし、不具合等が生じた場合には、学校へ連絡いただき、必要な整備を行ってまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、通常、今の土日とか長期休暇というのは含まれないという考えでいいわけで、例えば、コロナが発生して臨時休業になりましたよと、そのようなときには貸し出すという捉え方でよろしいのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えします。

先ほど中島議員がおっしゃられたように、長期の休暇でいきますと、コロナ対策によりまして臨時休業する場合に、こちらの端末を自宅で使うようになるかと思ひます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、文部科学省が話した方針とちよつと異なるような使い方が立科町で行われるようになるかと思ひます。

通常、進んでいるとこの状況をインターネットとかで確認すると、もう通常に持たせて帰ると。帰して、自宅でもう授業なり宿題をして、また、次の日持って帰っていくというようなことを実際にやっている市町村もあるわけですね。立科町は、そこまではやらないで、あくまでも授業は授業、それは学校でやるということによろしいわけですか。

その点がちよつと食い違っていくかと思ひますけど、できれば早めに貸し出したほうが子供たちのためにもなるかと思ひますけども。先ほど教育長からもありましたけれども、1割程度のご家庭が、まだインターネットの環境が未整備ということで、モバイルルーターを貸し出すという案の用意もしたということなんですけれども、この辺の費用については、どうなるのでしょうか。全くもう個人負担ということによろしい

んでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

先ほど1割弱の家庭が未整備ということで、そちらのほうのルーターにつきまして貸し出し、こちら町のほうでは用意しておるところでございます。

使用料といいますか、通信料につきましては、現在、学校と協議をしている状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） まだ実際には、家庭には持ち帰っていないということなんですけれども、登下校時の通学のときに破損・紛失等が懸念されるというのは、この前の議会でも指摘されています。その中で、壊れた、損壊について重大な過失が、児童生徒にある場合には、応分の負担をしていただくということの回答が出ています。

その実際のどのような事態が——重大な過失というのが、どのような具体的にどのような事態がそれに当てはまるのかというのは決めたんでしょうか。

また、紛失の場合に、その端末からの情報漏れ、個人情報とかいろいろ入っていると思うんですけれども、その辺の対策はどうしているのか。また、破損、紛失、例えば、その日忘れたとかというお子さんが授業を受けられない可能性があるわけで、そのときには、どのような対応をするんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

故意により損壊した場合は、応分の負担を頂くことを想定していますが、何らかの理由により破損等で端末機が使えなかった場合については、今後、学校と協議の上対応してまいります。

紛失時の情報漏えいにつきましては、貸与する端末には個人情報に関する情報は入れず、使用する際にはパスワードを設定することで情報漏えいの対策を講じております。また、予備の端末につきましては、小学校、中学校、それぞれ確保しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これから貸し出すということ、その辺の質問、みんな仮定の質問になっちゃってすみませんけれども、当然、土日とか、その休暇の中で長期にわたるわけで、充電という話も出てくるんですけれども、充電器というのは480台ですか、全員の分を用意して、なおかつ端末と一緒に持ち帰るわけなんですけれども、そうなった場合に、子供に大きさとか重さでの負担というのはないんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

学校での充電は、保管庫で充電を行い、自宅におきましては端末と充電コードを持ち帰り充電を行うようになります。

また、端末の大きさにつきましては、A4版サイズでございまして、現在、使っておりますかばんの中に入るものでありますので、持ち帰ることが可能と思われます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 端末機の準備は終わったということなんですけども、文科省では、「誰一人取り残すことなく」とうたっております。

障がいの方へのそれぞれの障がいに対応した端末機を手配して配布したんでしょうか。また、その趣旨から、不登校の生徒への配布も必要と思うんですが、教育委員会はどうに対応したんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

現在、障がい用のパソコンを使用しなければならない児童生徒はいませんが、必要な場合は検討してまいります。

不登校の児童生徒につきましては、できるだけ学校に来ていただくことを願っており、生徒の状況を見ながら、必要であれば端末機の貸与を検討します。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 障がい者の方への端末、今、貸与しないということですけども、これから、どういう状況になるか分かりませんので、今のうちから事前に検討しておいていただきたいと思います。

また、不登校の生徒に関しては、学校とつながる一つのツールになると思います。ただ、その生徒が学校へ来るのを待っているんじゃなくて、教育委員会、学校から投げかけるようなイメージで、その端末を利用するというのも一つの案かと思っておりますので、検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

文科省では、1台5万円程度と想定していたんですけども、立科町では充電器、アプリ、ソフトを含めて幾らぐらいで購入したんでしょうか。また、全ての端末と周辺機器の費用の実績予定は予算内でしたでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

端末機につきましては、小学校、中学校合わせて480台購入しました。端末機の購入費は1台4万8,950円です。その他周辺機器として、授業支援ソフト、学習ソフト、端末機保管庫、電子黒板等でおよそ8,890万円ということで予算内で購入をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 一応、予算内に入っているということですが、先ほど申しました障がい者の方とか、不登校の方の分というのは、当然、ここには入っていないと思うんですけど、その辺の将来を見越して、ある程度余裕を持った数というか、用意をしていただきたいと思います。

次に、ICT要員は置かないということを前回の議会で回答がありました。その辺は、今も変わらないんでしょうか。当然、ICT要員の方が常駐している地区とない地区では、学力に格差が起こる心配があります。

また、端末の使い方の得意・不得意で、児童生徒間で学力に差が出るようなことがないのか。もし、そのような場合は、どのように対応していくのか、お聞かせ願います。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

常時雇用のICT支援員につきましては、設置しませんが、必要に応じて対応することとしています。

県におきましても、ICT支援センターの設置、また、教育事務所が定期的に巡回し、教職員に対し指導を行っております。

このほか教職員には、国、県によるICT教育の研修が開催されていますので、積極的な活用をお願いしています。

また、県教委には、学力格差が出ないように、県が主導となり県内統一でICT教育の指導を行っていただくよう要望をしております。使用については、学校で十分端末機に慣れるよう授業の中で指導してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） あと端末機を使う中で問題になるのが、健康面で、まず、姿勢とか視力低下、寝不足による体調不良のようなものが発生すると思うんですけども、学校での指導みたいのはどのように対応していくのかということと、特に土日、長期休暇、まだ、実際には始まっていないということなんですけれども、そのような場合に、自宅でどのくらい使うんだとかというのを、あとは姿勢とか、使う時間を決めるとかというのは、必要になってくると思うんですけど、自宅で使う場合の対策はどのように考えているんでしょうか。

文科省は、30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見ることを推奨しています。学校の中では、実際にそのようなことを実施されているんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

令和3年3月12日付、文部科学省初等中等教育局長から発出されています「ICT

の活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」といった通知を参考に主要マニュアルガイドラインを作成し対応してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ガイドマニュアルに沿ってやるということ、実際今、学校のほうで端末を使用しているんですけども、30分に1回、20秒外を見るというようなことはやっておるのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

先ほどもお伝えしました配慮事項に沿って学校のほうでも対応しているということになります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 視力の低下とか、寝不足による体調不良というのは、これはもう本当に大人で——大人というか、皆さん同じような経験をされているので、子供たちにはと思うんですけども、その辺の悪くなってからでは取り返しがつきませんので、しっかりした指導というか、対策をしていただきたいと思います。

端末機を、これまだ持ち帰っていないということなんですけど、将来的、持ち帰るようになると思うんですけども、これは親も見ることができるようになって、本人、親、学校の三者で共有をするものとして捉えていいのでしょうか。

そうすると、端末機を利用して、学校からの通知を行えばペーパーレスもできますし、ひいては先生の業務軽減につながると思いますが、この辺はどのように考えているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それじゃ、お答えいたします。

保護者も端末を見ることは可能ですので、臨時休業で端末を家庭に持ち帰った場合には、学習状況等を共有していただければよいと思います。

端末は、臨時休業のときの学習補完として活用を想定しており、学校からの通知等につきましても、端末を使つての活用は考えていないことから、現在利用しておりますきずなネットを利用し対応してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 端末についての貸出しはこれからということなんで、速報で、インターネットの中に、先行でやっている市町村のいろいろなデータが入っていたんですけど、長野県の喬木村では、運用に関してのQ&A方式で説明をしておられます。

相模原市では、GIGAスクールガイドラインを作成しています。

その中で、有料、有害なサイトへのアクセスできない設定にしてある、深夜まで使用できないように使用時間の設定をしている、一般のアプリがダウンロードできないような設定にしてある、それらの設定は、子供が変更できないようにしてある等、うたわれておりますけれども、当町でもこのような設定をして貸し出す予定でしょうか。また、その内容を保護者の方に説明していただけますか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

現在、貸出しのルールやガイドラインにつきまして学校と調整中であり、早急に作成し周知してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これからということなんですけれども、予期せぬ使い方とか、間違った使い方、親が考えとると違ったような使い方、お子さんする場合があります。

または、その内容のよしあしの判断が、まだできない段階だと思いますので、教育委員会や先生、親の三者で端末機の内容をチェックする必要があると思うんですけれども、その辺のガイドラインは、つくってあるのかということと、それを判断を行う体制づくりができていくかどうかとお伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

現在、生徒用に使い方などのガイドラインは作成していますが、今後、保護者にも周知するとともに、その扱いについてご協力を依頼する予定でございます。体制につきまして、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 何か私はもう貸し出すもんだというのを前提でお話しているんですが、実際には、まだ貸し出ししていないということで、ちょっと話がかみ合わないところで失礼したと思います。

最後に、まとめの段階、まとめさせていただきますけれども、先ほど教育長も言ったように、これからICTは絶対必要不可欠なものになるわけです。その進化は、目を見張るものがありまして、これからの人口減少や少子高齢化対策にも当然それらが反映されて必要とされてくるわけです。これから子供たちがそれを学び使いこなして、彼らが成長したとき、さらなる技術革新をしてくれると思います。

ただ、当町を含め県内の小中学校では、多くの課題が山積みしており、準備の整わず、本格的な運用はまだ先のような感じです。

冒頭で申し上げたように、今は教育の大きな変革の時期です。様々な課題を解決しながら、丁寧に進めることが大切です。大切なことは、児童生徒のために何をしてあ

げることが一番よいことなのかを考えて、行政と先生と親が情報交換を密にして進めていくことだと思います。

行政は、学校と協力し合い、児童生徒間や地域間での格差が発生しないよう、学校内や周辺地域の情報の収集を確実にいき、対応をお願いしたいと思います。

また、家庭では、親御さん、お子さんの体のことやインターネットの使用について、大いに心配されると思います。行政は、学校と連携して、それらの対策の連絡を密にすることで、親御さんの不安を少しでも取り除いていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時30分からです。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、中村茂弘君の発言を許します。

件名は 1. 介護保険料について

2. 浅間山噴火避難についてです。

質問席から願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 4番、中村です。通告に従いまして質問いたします。

まず、介護保険料についてでございます。

県内市町村では65歳以上の介護保険料について約6割が据え置るか引下げたと報道されていることが分かりました。当町は引上げているがその理由を町長にお聞きいたします。

議長（田中三江君） ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

今般、介護保険料の改正は第8期介護保険事業計画に基づく令和3年度から令和5年度までの3カ年のものであります。これまでの給付実績と今後の給付見込みから保険料の基準月額を6,950円、第7期の基準月額6,300円から650円の増額をお願いするものであります。

令和2年度末の介護給付費の準備基金の実質的な残高がおよそ3,600万円を第8期

の期間中に全て取崩し給付費等に充てる計画でございますけれども、それでもなお今後の高齢化率の上昇等や給付費が増加している状況からしますと、被保険者の皆様の負担が増えることは大変心苦しいところではございますが介護保険料を引上げざるを得ない状況にあります。

なお、長野県下、約6割の保険者が据え置き、または引下げるとの報道がございますけれども、事情は各保険者により異なるわけでありますが、基金の取崩しで補填するところが多数であると見受けられます。当町においても基金の全額取崩しを見込んでの引上げでございますのでご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 基金がなくなるということで引上げたいということですが、引上げ率が10.3%となっておりますが、その根拠についてお伺いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

介護保険料は介護保険法により市町村の介護保険事業計画に定める介護給付費等対象サービスの見込み量に基づいて算定をいたしました保険給付に要する費用の予想額、地域支援事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布及びその見通し並びに国庫負担等の額に照らしまして計画期間3年間を通じて財政の均衡が保たれるよう基準額を定めることとされています。

当町では、居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費ともに増加傾向であり、第7期3年間の総給付費は約26億4,000万円でありましたが、第8期3年間の総給付費の推計は約29億円となりました。

そのうち第1号被保険者の保険料で23%を負担いただく必要があり、準備基金取崩額等を考慮し3年間で保険料収納見込額として約6億2,900万円が必要であると、このことから月額6,950円とさせていただきまして、率にして10.3%という増額とさせていただいたところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 月額で6,950円は県内で2番目の高さとなっているわけですが、この額についてどう考えているのかお伺いいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

確かに高いと感じておりまして、町長の答弁にもございましたが被保険者の皆様に多くの負担をお願いすることは大変心苦しく思っております。しかしながら、もし給付費等の支払に対して保険料収入額が不足した場合、県の財政安定化基金から借入補填をすることになります。その返済は次の事業運営期間3年間で保険料収納額から返

済をしなくてはなりません。そのため、さらなる保険料の引上げが必要となります。

当町の実情からしますと、今般の引上げでも十分支払いが賄えるという保証があるわけでもございませんが、被保険者の皆様の負担とのバランスを考慮いたしまして、月額6,950円とさせていただいたことにつきましてご理解賜りたいと思っております。以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 6,950円というのは、一番高いのは南牧村と朝日村の2村でありまして、高齢者に配慮が必要と考えるがそれについてはどうお思いですか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

私どもとしましても介護保険料の額という点で配慮したいのはやまやまでございませうけれども、これまで申し上げましたとおり財政としては大変厳しい状況でございませう。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことによる保険料の減免を実施しておりまして、令和2年度では5件41万円あまりの適用をしております。

今後、介護予防事業などに力を入れ、高齢者の皆様が健康であることによって介護給付費の増加並びに保険料の上昇を抑制できますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 41万円ということでありまして。3年に一度、見直すことになっておるわけですが、今後は引下げてはどうかと思っておりますけれども、それについて、市では4,850円、近隣の御代田町では4,610円と一番低いと思っておりますがどう考えておるかお願いいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

各保険者の実情は様々でございまして、人口動態や年齢構成、介護サービスにおける施設の整備状況やサービスの提供体制、医療提供体制や交通事情等々、地域差が大きいものと考えております。

保険料の月額基準額のみで一概に測れるものではないというふうに考えておりますが、傾向といたしましては人口の多い市などでは現時点で基金保有額が多く補填が可能であることや入所施設などへの待機により介護費用が抑制されたり、被保険者の年齢構成が若く所得も多ければ必要な保険料収入を得るための基準額は低くできるということが考えられます。

御代田町の例では高齢化率が28.8%と、立科町の37.7%と比較して大幅に低く、こうしたことが基準月額の低い一因ではないかというふうに考えております。他の自治

体の事例を研究し参考とすることによって介護予防事業などに活用し、介護給付費及び保険料の増加を抑制できますよう努めてまいりたいと考えております。

なお、3年後の見直しについて現時点で方向性を決めることはできませんのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 3年後になるとは思いますけれども、よく実情とか立科町の状況も鑑みまして、なるべく低くしてもらいようをお願いをしたいと思います。

次に、浅間山の噴火避難状況についてお伺いいたします。

浅間山は大規模噴火が起きた場合、長野県、群馬県の避難者が19万人に上ると言われておりますが、当町ではこのことはご承知しておるか町長にお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、このたび浅間山火山防災協議会が公表した浅間山の大規模噴火に伴う避難者数は長野県と群馬県合わせて、さっき議員もおっしゃいましたが約19万人になるとの内容であり、この数字は協議会を構成している浅間山周辺6市町村の全人口に及ぶものであり大変衝撃を受けたところであります。

当町は活動火山対策特別措置法に規定される警戒指定地域ではありませんが、浅間山の大規模噴火を想定したハザードマップでは立科町に及ぶ影響は町の北部、里地区で20センチメートルから30センチメートル以上の降灰による被害が発生すると予測されるものでございます。

降灰の範囲や量は噴火の規模や風量、風向きに異なり、法律に基づき、ハザードマップ作成についてでございますが、県、関係市町村、火山専門家や気象庁などで構成される法定協議会で作成されたハザードマップが過去に発生した、1108年に起こっております天仁の大噴火や1783年の事例であります天明の大噴火と同等の最大規模の大噴火を想定し作成された火山ハザードマップであることから、これを準用することが現実的であるというふうに思っております。

また、今後におきましては浅間山周辺6市町村の住民の広域避難の基準や避難場所、救助に関する広域調整など県レベルでの計画策定が想定されることから、状況を十分注視してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 近隣の市町村では災害予測地図、いわゆるハザードマップの作成に着手

していると聞いておりますけれども、当町ではどうなっているかお聞きします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたように既に浅間山火山防災協議会が作成したハザードマップ、こちらがあるということでこちらを準用することが現実的であるということでございます。

今後におきましても、このようなハザードマップから広域的な動きが出てくるのではないかと思っているところでございます。協議会には長野県も参画をしている状況でございますので、今後におきまして情報を収集してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） この噴火の規模は先ほど町長が言いましたように平安時代のものを想定しておりますけれども、この過去のことを考えればハザードマップは必要と考えておりますがいかがですか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 先ほどと同様の答えになってしまいますけれども、協議会のほうで作成したハザードマップが現在ございますので、そちらを準用するというので、今後におきましては県がどのような動きをするかというところは注視して、それに対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 協議会の状況を見てという答えですけど、現在の浅間山の状況は2019年8月に小規模な噴火が発生した程度ですが、私の小さい頃、度々噴火して夜に火を噴いているのを見たことがあります。こうしたことから、風水害だけでなく降灰も想定した計画を作成する必要があると思っておりますが見解をお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員おっしゃるように様々な災害を想定する中で様々な対応が必要であると考えているところでございます。

今回の降灰に関するものでございますけれども、こちらにつきましては情報提供等は特に行っておりませんが、今回の新聞報道等によりまして心配をされる町民の皆さんもおられると感じております。

そのようなことから、平常時から町民の皆さんには噴火に備えていただけるよう火山灰への対策、対応、対処方法など周知内容の検討を今後したいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4 番（中村茂弘君） 浅間山の噴火等につきましては、すぐあるということではないと思えますけれども、今後やっぱり住民等が不安にならないようになるべくハザードマップ等を作成してもらって、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからの質問は以上です。終わりにします。

議長（田中三江君） これで、4 番、中村茂弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時からです。

（午後1時50分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2 番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町における防災対策の見直しについて**です。

質問席から願ひます。

〈2 番 芝間 教男君 登壇〉

2 番（芝間教男君） 2 番、芝間教男です。通告に従ひ質問いたします。

立科町における防災の質疑は、議会においてもたびたび論議が行われておりますが、今回も先ほど中村茂弘議員より、浅間山の噴火避難について質問がされたところであります。

いずれにせよ県とも協議を早急に行ひ、総合的な対応をお願ひしたいところであります。

私も令和9年の定例議会において、災害関連の一般質問を行いましたが、実際、その年の令和元年10月12日に台風19号がやっ来てまいりまして、激しい被害が発生したという状況になってしまったわけでありまして。

町長の回答では、議会一般質問のその都度、災害対策は重要であるとの見解を頂いておるところであります。

また、一昨年のもより、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりの中、避難所の収容人員の限界、措置の在り方、衛生・健康管理の徹底が求められるなどという厳しい情勢の変化により対応が求められていることは、令和2年3月の中島健男議員がご指摘を行つたとおりであります。

1 番、重要性が増す防災対策に対する町長の所見をお伺ひいたします。

台風19号の豪雨災害が発生し、また、新型コロナウイルス感染症蔓延の前と後について、町の対応について町長に所見をお伺ひいたします。

さきの私の一般質問及び令和元年9月においては、今井 清議員の立科町の防災対策についての質問、防災対策の重要性が増す中、町長の所見を尋ねたところ、多岐にわたる災害の発生が考えられるが、その災害を最小限にとどめなければならない。

いざ、災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめる方策を考えていきたいという回答を頂いておりますが、台風19号豪雨災害については、修復はもちろんのこと、被害箇所の再発の防止のための検証、さらに後世に災害を伝える記録づくりも必要と考えております。

その後、新型コロナウイルス感染症が広まり、避難所開設の見直しなどの対策を練り直していく必要性が高まっております。

それを踏まえて、町として、総合防災対策の考え、また、地域での自主防災組織の状況と進展性の方向について、町はどう推進していくか、町長の所見についてお伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。若干長くなりますが、お聞きください。

防災減災対策につきましては、令和元年度の東日本台風災害による被害状況が大変甚大であり、改めて、いつ、どこで、どのような災害が起きても、難を逃れるための防災対策や早めの避難の重要性が増しているということは、認識をしております。

また、今般改正されました災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災計画でも、災害の未然防止、被害の軽減や災害復旧のための基本的な計画内容において、最近の各施策の進展等を踏まえた修正が加えられたところであります。

今後の町の防災計画におきましても、所要の調整が必要であると私は考えております。

また、地区の自主防災組織につきましては、私は、平素より地域防災力の向上に向けた住民の活動は様々な地域コミュニティ活動のかなめであると思っております。

防災をはじめとする地域の安心安全な暮らしへの関心や意識が日常生活の中で高まることによって自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくものと期待するものであります。

今までに町補助金の活用により、自主防災組織として把握しております組織は3組織であります。しかし、近年の災害事情による地域の防災意識の高まりにより、そのほか地区単位での防災体制に取り組んでいただいている地域もございます。

このような自主防災組織が、日頃から取り組む活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等が上げられ、有事

の際には、情報の収集、伝達、出荷防止、初期消火、避難誘導等の行動活動が最も身近な地域で迅速に行われることで人的被害を最小限に食い止めることができると思っております。

この5月20日、改正施行となった災害対策基本法における避難基準を周知するとともに、災害対策本部運営につきましても、正確な情報、対応を迅速に判断してまいります。

あわせて、地域の自主性、防災意識の機運の高まり等により、自主防災組織が推進できればと考えているところであります。

また、長野県では、第2期強靱化計画の中で、地域の防災マップ等の作成を推進しており、今年度、当町において進めていく計画であり、今後、地区の選定など、モデル的な地区として全町に波及していくことを期待しているところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 本日の時点で、まだ、梅雨入りはしておりません。今年は、記録的な早さで、平年よりも関西方面までは21日も早く梅雨に入ったわけでありますが、その後、関東甲信越あたりでは、足踏みをしているというところでありまして、けさのNHKの「おはよう日本」でも平年ですと7日頃、本日が梅雨入りの平年の年であるということでもあります。

まもなくこの地域も梅雨入りに入るのではないかなと思うわけですが、昨年を考えてみますと、7月は長雨でありました。また、梅雨の時期も後半となりますと、集中豪雨のようなことが心配になるわけであります。

一刻も早く今町長のおっしゃられました長野県とも指導しておるということですが、地域の防災マップの作成、それに基づく地域づくり、そういうものが一刻も早く必要になってくるのではないかというふうに思うわけであります。

1番、続きまして、関連性の情報交換の在り方、システムづくりのマニュアル化はできているか、お伺いいたします。

令和元年9月、防災計画のあり方について私は質問を行い、最近の定例議会の中でも、今井議員、中村茂弘議員、中島健男議員からも防災対策関連の質問は、今までいろいろな角度から質問が行われているところであります。

町からは、その都度、防災対策は必要であるとの見解を頂き、災害発生時には、今もお聞きしましたが、正確な情報収集、情報分析を行い、関連機関や区長、部落長との情報交換を行う。

これにより、災害対策の本部の設置、住民への周知、災害対策本部での災害対応を行うなどの答弁を頂いているところでありますが、総務課長にお伺いします。

災害発生あるいは、その危険性が生じたときからの経過とともに、刻々と情勢が変わり、対応すべきことを時間を追って想定することをできたか、お伺いします。

令和元年9月の私の質問の回答では、時間の経過による災害の対応は想定はまだできていない。シミュレーションマニュアル化は、今後の課題であるという当時の遠山総務課長より回答を頂いております。

その後、時間を追って想定したものが作成されたか、検討がなされたか、総務課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、令和元年度の台風災害時の教訓から時間経過における行動でございますけれども、こちらは地域によって様々ございまして、それに対応できるマニュアル作成は課題であるという答弁をしたということでありまして、そちらの課題であるという認識は現在においてもかわりがございません。

また、町民の皆さんが、自身の立場や環境におきまして、情報を得ながら早めに行動を意識するためのタイムライン作成なども今後において推進をする必要を感じているところで、現在までできているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 早急な措置が大切ではないかと。もう2年たっているわけでありまして、これからの課題ではなくて、もう既につくっていただきたいと思います。

災害発生時には、どういうことをするか。それから、3時間たったときには、どういうふうに把握ができているか。それで、夜になった場合は、どういうふうな問題が出てくるのか。翌日には、じゃ朝飯はどうするのかというようなことがどんと各地で災害が発生した場合には出てくるわけでありまして。

そういうようなところで、早急に町としての想定した、時間を追って想定したものが必要であるかと思うわけでありまして。

次に、区長、部落長、関連機関との報告の必要性のマニュアル作成化はできているか、お伺いをいたします。

災害発生時、正確な情報収集、情報分析を行う。今も町長からは正確な情報を集めるということがありましたけれども、この情報を得るということで、必要で確実な情報をどう集めるか、総務課長にお伺いいたします。

町と区長からの情報収集が災害時にしっかり連絡がとれることによって、災害対策本部の稼働が可能となるわけでありまして、この事項は単に地域の自主防災組織の設立を求めているだけで済むものではなく、町の主導においてしっかりとしたマニュアル化を作成、それに指示をしておくものが大事ではないかと思いますが、いかがお考えか、総務課長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

災害時の情報収集や情報伝達には、特に、令和元年東日本台風災害、こちらの折にも大変課題となりました。

ご承知のように、昨年度の防災訓練では、被災状況の確認及び報告を現地からリアルタイムに収集し、SNS、ホームページにより情報を伝達する訓練を取り入れました。

現地確認事項では、道路、河川等の被災状況、農地、農業用施設の被災状況、上下水道等の管路、アクセス情報等、災害により多岐にわたる情報を収集し、寄せられた情報は、情報収集担当及び災害対策本部において整理をした上で、情報発信及び所要の対策につなげるというものでございます。

議員ご質問の情報収集マニュアルにつきましては、設けておりませんが、災害の種類や規模によっては、収集する情報も変化してくると想定されますし、情報を伝達される方や、地区によっても捉え方、また、状況が異なりますので、まずはいかなる情報も収集をしていくということが必要であると思っているところでございます。

また、頂いた情報につきましてはの整理の方法や優先順位、緊急対応などには標準的な基準も必要ではないかと考えておりますが、今回、改正された災害対策基本法に伴う新たな避難情報等の発信にも対応できるよう訓練等により実践に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

また、地域からの情報収集や伝達手段につきましては、毎年各公民館等との防災行政無線、こちらでの伝達訓練を行っているところでございます。

しかしながら、緊急時における情報伝達手段は、時と場所なども含めまして、あらゆる災害を想定する必要があることから、今年度、クラウド型一斉情報配信システムの導入を予算化し、携帯への専用アプリケーションを通じた伝達ネットワークの構築を行います。

これは、区長さん、部落長さん、消防団関係や役場職員を対象とし、より迅速な情報の伝達及び発信につなげる一つ的手段として効果的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今の質問のお答えの中で、クラウド型一斉情報伝達というシステムができたということは、前に比べて前進をしたものであるというふうに思うわけですが、なかなか進まないのが防災無線の関係で、訓練は行っておるんですが、各地域から立科町に報告する側のほうの回線が1回線しかない、そういうようなことが前にご指摘をしたところであります。

現在は、携帯電話、それから、スマホがございますので、そういうことも改めて活用の基準の中に一つ入れてみたらどうかというふうにも思うわけであります。

写メール、それから、LINE、動画などの活用ができるわけでありますから、現

在の情報の時代に合ったものがある程度取り入れていったら、正確な情報が分かってくるのではないかというふうに思うわけであります。

続きまして、2番、避難所の運営・管理に関することに質問を移らさせていただきたいと思います。

町民課長にお聞きします。

高齢化と一人では移動できないものの誘導についての対応を検討をしたか、お伺いいたします。

特に、地震の場合であります。救急車がたどり着けない場合の想定、けが人が発生して、自宅や仮避難所から動かせないといった状況など、そのような方がいる場合の想定を区長さん、部落長さんと協議を行ったか。

同様の質問は、令和元年9月、中島健男議員が質問を行い、市川町民課長より、必要である旨の答弁を頂いておりますが、その後、どうなっているか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

高齢化等、一人では移動できない方も含めまして、避難行動要支援者の方々の支援につきましては、これまで区長、部落長の皆様、民生児童委員の皆様に、台帳を活用することによる支援をお願いしてきたところでございます。

これまでの間、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、各種会議の開催や人と人が接触することに対して著しい制限を受け、対応の状況には現在のところ変化がないのが実情です。

今般、災害対策基本法の一部改正によりまして、避難行動要支援者の方々の個別避難計画について市町村に作成の努力義務が課せられ、この5月20日に施行されたところであります。

この個別避難計画の作成には、相当の時間と労力が必要というふうに考えられますが、例えば、モデル地区等を選定するなど、順次、策定に向けて検討していきたいというふうに考えております。

また、地震等でけがをされた方や、救急車がたどり着けない場合の想定については、個別避難計画とは別の課題と考えられますが、消防機関、警察署、医療機関等の関係機関と連携をし、救助等について状況に応じた対応が必要というふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 個別避難計画の努力というものは、やはり早急に整備をしていく必要があると思えます。

それとは別ということでありましたが、個別の避難について、町でもやはり限界

があると思います。先ほど町長のおっしゃったとおり、地域のお互いの助け合いの部分が、大変大きなわけでありますけれども、地域におけるその避難のときのけがをした場合、それから、動けない場合についての地域の対応に支援をする防災の備品等については、町でぜひとも率先してあっせんをしていっていただきたいと思います。

けが用の救急箱、それから、動けない場合の担架——担架につきましては、柳沢の——私の村でありますけれども、では、もう購入をして備えてありますけれども、布製のものですと1万円未満で買えます。そうすると6人で、こう前と後で持って移動ができるものでありますけれども、簡単な安価なものでありますので、ぜひとも仮避難所の地域においては、整備をしていっていただくような形を町のほうからもご指示をいただければありがたいなと思うわけであります。

続きまして、公民館の耐震化についてお伺いをいたします。

平成26年の簡易耐震診断30か所行いまして、13か所が危険、やや危険が22か所と、約70%が耐震構造のところで第一時避難所となる各地のところで問題があるということがありましたけれども、その後どうなっているのか。地元の、町長の元年の答えでは、災害時の第一時避難所となる各地域の意向もあるが、重要な問題であるので、町としても最大限努力をしていきたい。町としても地元の負担が少なく、できるだけ進める補助金をいち早く見つけ、地元の皆さんと協議していくということをお答えを頂いてありますが、その後、状況がどうなったか、総務課長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町のハザードマップでは、各地区の公民館等を一時集合場所と位置づけております。これにつきましては、有事の際に各地域で一番身近で、誰でも場所が分かりやすい公民館を集合場所とすることで迅速な避難と安否確認が行えることを想定し、その後、町が設置する指定避難所へのスムーズな避難を促すものでございます。

議員ご質問の一時避難所である——一時集合場所である公民館の耐震化につきましては、平成26年度に耐震診断を実施し、その結果につきましては、管理をされている各地区へ情報提供をさせていただき、その後の修繕や改築等の際には、ご検討をお願いしておりますが、その後の状況につきましては今現在把握をしておりません。

現状、立科町、町におきましては、各地区の公民館の状況等も加味した上で、有事の際には、総合的に安全性を判断し、迅速に指定避難場所へ避難につなげていくことを念頭に入れております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） まだ、確認ができていないということでもありますので、早急な検証をお願いしたいと思います。

続きまして、台風19号の豪雨災害の確認と記録についてお伺いいたします。

台風19号で起きた避難箇所の災害について、防災マップ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、軽災害の災害場所はあったのかどうか確認をしたか、お伺いいたします。

そして、新たに危険な箇所が発見されたならば、今後、防災マップについて見直しを行い、周知をし直す予定はあるか、総務課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

立科町が作成している土砂災害防災マップを議員もご覧いただいで分かるように、令和元年東日本台風による被害箇所は、議員ご質問の警戒区域に関わらず、町内全域至るところで発生したと記憶に新しいものでございます。

防災マップに掲載の土砂災害警戒区域、これはイエローゾーンと呼んでおります。また、土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンと言われておりますけれども、こちらは、土砂災害防止法に基づき、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊、こちらのおそれがある区域ということで、長野県が基礎調査を行った上で、区域の指定も県が行っております。

防災マップは、その内容を掲載しているものでございまして、区域の見直し等につきましては、法にのっとり県において実施されるものと認識をしております。

今後において見直しがされた場合には、町では速やかに周知などの対応をしたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今、お答えいただきましたけれども、県がこの防災マップについては、指導的に行って作成されたものではありませんが、今回の台風19号を機に、地元の皆様と協議して、いつもこのところは川があふれるとか、道のところが川になっちゃうとか、そういうところを役場としてもあらかじめ承知はしておく必要はあるのではないかなというふうに思うわけであります。

そういうものについては、一つの形として独自のマップが必要ではないかと思うところでありますので、今後、また、ご検討をいただきたいなというふうに思うわけであります。

続きまして、建設環境課長にお伺いいたします。

各集落の小河川・用水路の氾濫浸水状況の確認、それから、補修計画の策定は行ったかということではありますが、原状復旧であれば、また、同じ災害が発生してしまう可能性があるわけであります。

一度に無理であっても、計画的に今後整備をして災害に備えるという必要があると思います。その計画は終わりかどうか、質問をいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

国の補助事業で査定を受けるときにも、災害復旧事業とは、施設を原形に復旧することである。また、原形に復旧することが、著しく困難、また、不適切な場合において、これに変わるべき必要な施設とすることを目的とするものも災害復旧事業としている。

あくまでも改良工事とは異なり一応の目的が達成され、また、将来計画の一助として致し得る最小限度にとどめるべきであるとされており、町も同様な考え方で災害復旧工事を行っております。

建設環境課で管理しております普通河川の復旧工事について、まだ完了していないところもありますので、そちらを集中的に行ってまいります。

また、災害復旧後、再度被災する場合もございますので、地域の皆様と相談しながら改良工事を行っております。

普通河川や側溝については、災害復旧を優先して工事を行っておりますので、現在、長期的な改良等の計画はございません。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） とりあえず災害復旧のものについては、分かるんですよ。結局、元の形に戻したということでもありますので、そこが氾濫したということでもありますので、そのもう一つかさ上げをすとか、そういうところはやらなければ、また、氾濫をすということになってしまうわけでありまして、そういうところをまだ今計画がなかなか予算的なこともあり得るでしょうけれども、地域の皆さんと協議をしながら、そういうことの発生した場所につきましては、重点的に整備を早急にしていただきたいと思うわけでもあります。

続きまして、防災マップの具現化が必要でありまして、看板の設置が必要でないかという事項についてお伺いをいたします。

私は、地域においても、災害のあった箇所について後世に残し、避難に生かすための伝承や記録が必要であるというふうに思っているわけでもあります。

河川がここで氾濫した、道路がここで浸水して、もし車が突っ込めば動けなくなるような箇所があるということであるならば、その箇所について豪雨災害時、浸水何センチのおそれがあり注意とか、看板の設置ができないものか、そういうようなことも考えておるわけですが、いかがでありましようか、建設課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現在、道路が冠水して、車が動けなくなるアンダーパス等は町内にないと考えております。しかし、年々集中豪雨等も激しくなっておりますので、町道について災害時等情報収集に努めてまいります。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私の知っている限りでは、あります。

水が30センチ以上たまるような道路がございますので、もう一度いろいろなところを確認して見ていただきながら、車が通れない——台風19号のときに通れなくなった箇所ありますので、そういうところも検証をしていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。これは、今後の課題であるかと思えます。

続きまして、ため池のハザードマップについて質問に移らせていただきます。

広報たてしな5月号とともに、各戸に配付された立科ため池ハザードマップ保存版は、住民の皆さんの反響は高く、関心を持って皆さん見ておられるようであります。

町長にお伺いします。町として、このハザードマップをどう活用していくか、お伺いいたします。

ため池ハザードマップの活用方法は、3ページに書いてありますが、それで、配りました、ご覧ください、各自でこれを基にご準備くださいでは、町としての最大限の努力がされたとは言えるものではございません。町として、このハザードマップをどう活用していくか、改めて町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

立科町の農業ため池は、現在35か所あり、そのうちの33か所についてハザードマップを作成したところであります。

東日本大震災におけるため池の決壊や、近年頻発している豪雨の被害の発生を踏まえ、平成25年から27年にかけて全国一斉点検を実施をしております。

このとき、議員ご存じかどうかあれですけれども、立科町の女神湖、いわゆる赤沼のため池、ここの防災重点ため池として指定をされております。したがって、平成30年度事業として先行して作成をしているのが女神湖であります。

平成30年7月の豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生していることから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、農業用ため池、管理及び保全に関する法律が制定をされ、令和元年7月に施行がされたところであります。

その中で、決壊した場合に、人家等へ被害が想定されるため池、いわゆる防災重点ため池について、ハザードマップ等を作成するよう努めることが定められたわけでありまして。

今回、各戸に配付したため池ハザードマップは、令和2年度事業として32か所のハザードマップを作成し、既に作成済みの女神湖を含めて33か所をまとめたものであります。

現在は、全戸に配付したほか、今後、各地区の公民館、公共施設などに配付をいた

します。また、ホームページにも冊子としてまとめた地図情報のほか、航空写真とも重ね合わせられるページを掲載しています。

スマートフォンなどGPS機能を搭載した携帯端末からは、現在地情報と兼ね合わせられるサイトを準備中であります。

ハザードマップにも掲載していますが、ため池の氾濫に備え、日頃から家族や地域で話し合い、一人一人が避難方法や避難場所の確認をしておいていただきたいと思っております。

最後に、付け加えさせていただきますが、やはり今回作った、このため池のハザードマップ、各戸に配られているということは、それなりのやっば重みを持っていただきたい。

それは、町が主導でどうのこうのということもありますが、一番は、やはり災害を事前に守る、自分の身を守るということは、自身のやはり責務であります。このことを各こういった機会を捉えて、各ご家庭の中でもしっかりとご議論いただいて、そして、その中で話題にさせていただき、そういった中で、町に今後何かがあれば、また、出していただければというふうに思いますが、ともかく今回作りましたハザードマップ、お金をかけております。何とか今後、立科町にもこれだけのため池があるわけですので、十分ご利用いただく中で話題にさせていただいて、今後に生かしていただきたい、そのように思って最後付け加えさせていただきます。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私、今の一番町長の最後の町民に向けての言葉が本当によかったなというふうに思うわけであります。

こういうような議会の場でも取り上げられて、それぞれの地域の中で、各家庭の中で日頃から家族や地域で話し合い、避難場所までの避難経路を抱えていただく機会になればというふうに思うわけであります。

続きまして、このため池ハザードマップの活用の推進についてお伺いいたします。

せっかくこのハザードマップを作成したのですから、避難順路は確認してありますか、非常持ち出しの準備はできていますかなどの町がアンケート調査を行うなど、積極的に町民をリードをしていく必要があると思いますが、そのような啓発活動を高める工夫を行う予定があるか、産業経済課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 産業振興課としましては、ご提案のようなアンケート調査は考えておりません。氾濫想定区域や氾濫水の到達時間が明らかになりましたので、これらの情報を被災想定に加えて、町全体の防災対策を進めていくことになろうかなというふうに思っているところであります。

それぞれの地域によって危険度にも違いがありますので、地域の実情に合わせて、各地域での避難訓練でありますとか、避難計画の策定に役立てていただきたいという

ふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） ただいまは産業振興課長の名前を間違いまして、大変失礼いたしました。

今、お答えいただきましたが、予定はないということではありますが、総合的な啓発に活用していくというふうなことであります。

総務課長にお伺いいたします。

今のお答えを踏まえまして、避難訓練への活用について、ため池ハザードマップを作成した本年にぜひ関心の高いうちに町主導の防災訓練がなされるのがよいのではないかと思います。計画を行う予定はないか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では4年に一度の総合防災訓練の実施と、また、そのほかの年には各地域における防災訓練を計画して実施をしているところでございます。

以前から全地区を対象に総合防災訓練を実施しておりましたが、災害時にはより身近な地域での初動が重要となること。また、地域での防災意識の高揚の観点から現在の内容に変化し、定着してきていると認識をしております。

昨年度実施をいたしました総合防災訓練におきましては、新型コロナウイルス感染症の対策を含め、規模を縮小して実施をいたしました。例年、訓練の想定を地震及び風水害とし、一部地域において河川が氾濫し、危険性が生じたため避難所への避難が必要となったという想定で行っているところでございます。

議員ご質問の土砂災害やため池の崩壊などを想定した訓練をということですが、土砂災害やため池の崩落が発生する原因となり得る地震災害や風水害を想定した訓練を既に実施をしてきているということでございます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 想定の中に、確かに地震が起きればため池のところも崩れるというところではありますが、ハザードマップの意識を持ちながら、先ほどの話の出ました地震の際、そういうことも含めて避難経路の確認、そういうところについて注目を置き、重点を置きながら、今年は災害訓練を行っていただくような形をとれば、一つのきっかけになるのではないかとこのように思うわけでございます。

続きまして、最後の質問になりますけれども、福祉避難所の設置についてお伺いをいたします。

福祉避難所の設置については、既に令和元年9月、中島健男議員が一般質問をされているところであります。国の災害対策基本法の規定に基づき、立科町総合防災計画は作成されており、その中に福祉避難所の指定をすることが記載されております。

当時の町民課長よりハートフルケアたてしなを福祉避難所として検討しているが、当時は、体制がとれていないということでありました。

それに対し適切な対応を早急に行うとの答弁が当時ございましたけれども、その後、整備をされたか、まずは総務課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

福祉避難所は、一般の避難所で過ごすことが難しい高齢者や障がい者、妊婦など配慮が必要な方々を一般の避難所から移送するために指定をしておく避難所でございますが、現在において、福祉避難所の指定には至っていない状況でございます。

昨年度、指定に向け当該施設と打ち合わせを一回したところでございますが、その後のコロナ禍により時間が空いてしまっておりますが、今年度におきまして施設の協力を得ながら、指定に向けた調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 確かに、新型コロナの感染症の関係で、いろいろな面で災害対策についても支障が出ているところではありますが、一刻も早くそれも含めて災害は待ってくれません。整備をされていくことを期待いたします。

最後に、まとめとして述べさせていただきます。

近年は、地球の温暖化により、帯状降水帯というものが発生し、その帯状の豪雨地帯に入ると長い時間激しい雨が降り続くという現象が発生し、まさに令和元年10月の台風19号豪雨災害は、この地域ではそんなことはないということが思っていたところに、立科町でも例外ではないということを知られた災害でありました。

地域で防災の意識が高まり、自主防災組織を作成していただくことが重要であります。町としても啓発を行うとともに、地域がマニュアル原案を作りやすい例示を示す必要がございます。

町が災害情報収集を行う手段には、以前に比べていろいろな、先ほども申し上げましたように進化をしております。画像を写真、動画で集められる時代であります。システム対応をぜひご検討を願いたいと思うわけであります。

また、一時避難所の在り方については、集中的に避難所に集めるのではなく、一時集合所となっている地域での避難所の活用も一つではないかと思うわけですが、特に、豪雨以外の災害、地震発生などは、けが人が出て地域での対応が必要ということになります。

住民の皆さんも近頃よく言われている避難のきっかけをつくる避難スイッチ発動の目安というものを住民の皆さんにも考えておいていただきたいと思います。思うわけであります。

これは、例えば、川の水位がこれくらい上がったら避難をすとか、各戸で決めて

おくといったようなものでございます。

それには、河川の橋などに水深表示を設けるなどということも必要で、町には建設事務所等とも協議をされ、配慮をお願いしたいと思うわけであります。

いずれにせよ、地域により防災の在り方は様々ですが、それぞれの地域に合った防災組織設立は早急に必要なことであります。行政としても一刻も早い、防災計画が地域で早くできやすい環境を整えていただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は、3時5分からです。

（午後2時51分 休憩）

（午後3時05分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、1番、今井健児君の発言を許します。

件名は 1. 「蓼科牛を守る。」町長の今後の考えは。

2. さらにきめ細やかな子育て支援についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

1番（今井健児君） 1番、今井健児です。通告に従いまして質問いたします。

質問事項1、「蓼科牛を守る。」町長の今後の考えは。をお聞きします。

まず、広域食肉流通センターの閉鎖が決まり、今後の畜産農家への支援が決まりました。ブランド牛の維持存続において、これを機に廃業を決めた農家もいる中、今後の安定供給、いわゆる生産量が新たに課題にもなったのではないのでしょうか。激変緩和措置の対応を畜産農家はどう思っているのでしょうか。

また、モチベーションはどう保たれるのでしょうか。難局は今も引き続き変わらないと捉えています。蓼科牛を特産品として扱う当町において、畜産農家にどういう支援ができるのか。少なくともこれに関わる多くの関係者、また地域住民は立科町の対応を見ているかと思えます。佐久広域連合の支援が決まり、町長はどのように捉えているかお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

私もこのたびの佐久広域流通センター閉鎖に伴う中で、その一つのきっかけとなったお二人の畜産農家が廃業されるということは聞いております。餌代の高騰なども相当経営を圧迫していると聞いておりますし、佐久食肉流通センターの閉鎖のみが廃業の理由ではなく、様々な要因が重なったの決断であると私は認識をしております。

佐久食肉流通センターの閉鎖を受け、激変緩和措置として運送経費の差額の、令和3年度は100%、令和4年度は80%、令和5年度は60%が畜産農家支援対策補助金として、佐久広域連合より補填がされます。これは令和4年度60%、令和5年度40%という、いわゆる初年度の100%以外は令和2年度、令和3年度、60%、40%という当初案を、政府連合協議において、私は100%を3年間補填するべきだということを主張した、その最終的な結果がそれぞれ20%ずつ上乘せになったものであります。

私は流通の経費や処理手数料の増額分も負担を求めてまいりましたけれども、期間をかなりかけられて、佐久広域連合では対応すべく調査検討をずっと重ねて、いろんな情報収取、そしてまた研究も重ねてきましたけれども、純な農家負担が明確にできないということから、やむなく輸送経費の差額のみを補填となったものだというふうに認識をしております。承知をしております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 町長の今のご答弁で、ちょっと質問を幾つかしたいんですけども、まず激変緩和措置の際の、町長は100%を3年間と。これは町長の中でなぜ3年間という数字になったのかをお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 3年間という、私が3年間を決めたということではございません。これはあくまでも佐久広域連合側で激変緩和ということですから、一定の期間を、激変緩和というのは一定の期間を設けています。

要するに今後のその問題というのは、これはまだ、今、スタートしたところですから、今後の動きというのは、この激変緩和は激変緩和として捉えていかなきゃいけないと。その意味の中で、3年間の中で示された率は当然100%ずつ見ていくべきだろう。当然それは差額ということですので、そのことを主張してきたことであります。

しかしながら、当時の佐久広域連合の正副連合長会においては、私以外の10の首長さんたちは、本来もう市町村で今後新たな、いわゆる経費を見ていくということは考えられないと。かなりそういった意見が強く出たのが実情です。

しかしながら、私は前々から申し上げていますように、やはり何といたっても佐久圏域の中に蓼科牛というブランド牛が当然出回って、それがしっかりと販売につながって、そして地域でも扱われているわけですから、当然これは佐久広域の中でも、当然そのことは重要視すべきだということを強く申し上げて、最終的には100、100、100とは並びませんでしたけれども、少なくとも20%にまでこぎつけたということはあります。

ただ、激変緩和という言葉と、それからいわゆる今後の蓼科牛を守っていく、今後の問題ですね。これはその3年間だけで捉えるものではないというふうに思っておりますので、それについては、まず激変緩和の問題について、佐久広域で議論をされたことについて申し上げたと、こういうことでございます。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今、町長の答弁で、長期的に捉えているということが分かりましたので、私も新聞報道で初めて知ったんですけれども、3年間100%、80、60と。緩和という意味を捉えると、3年間というのはあまりにも短いのかなというふうに、まず思いました。

この話は、しかし佐久広域連合、これで決まったことでもあります。今、時間も限られている中ですので、前に進みたいと思いますので、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

では、閉鎖後の現状について。これをお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど、町長は明確な数字が出ていないということであったんですけれども、担当課長のほうに、まず支援の対象、これは、蓼科牛はもちろんなんですが、佐久の屠場に行っていたものはほかにもあるのかなと思います。そういった対象をまずお聞きしたいのと、実際に畜産農家さんはどこの処理場で屠殺を行っているのか。また負担です。これは佐久広域食肉流通センターと比べて、一体幾ら増えたのかをお伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 佐久広域食肉流通センターの閉場に伴い、佐久広域圏内の畜産農家が牛または豚について佐久広域圏外の屠畜場へ搬入することにより、増大する運送経費の差額に対して佐久広域連合から補助金が交付されます。これは先ほど町長が言ったとおりであります。

牛に対しましては、松本市にあります長野県食肉公社と、長野市にあります北信食肉センター、こちらはともに1頭当たり1,100円が補填の対象であります。豚の場合、松本市の場合は補填がないようです。長野市へ持ち込む場合に1頭当たり69円が、平成30年度から令和2年度までの3年間の屠畜頭数、屠畜実績の年間平均、これを上限として、先ほど来の令和3年度においては100%が交付されると、こういう仕組みなようであります。現在は、牛については松本市の屠畜場、豚については長野市へ運んでいるというふうに聞いております。

負担について、これが幾ら増えたかということでもありますけれども、これは持ち込み先が遠方になったことに伴います運送経費の増ということで、松本と長野市ともに、この補填される1,100円が負担増というふうに捉えております。

輸送運賃、運送経費を含みまして1頭当たりの処理費用が約8,000円増えるというような新聞報道もあったところでもありますけれども、運送経費以外の差額、町長も申し上げましたが、そのものにつきましては明確な比較基準がないために、その差は分

かりません。

なお、運送経費については、先ほどの運送経費の差額である1,100円とは別に、この4月1日から1頭当たり1,980円の値上げはされたというふうにも聞いているところでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） まず、その疑問なんですけれども、その明確な数字が、先ほど町長も議論をずっと重ねてきたということでもあります。これ、なぜ数字が出ないか。これは町長、担当課長、お二人にお伺いしたいんですけれども、これについての理由というのは何かあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員だけのみならず、やっぱりその牛の生産あるいは一般の皆さんが考えられることというのは、運送に関するそういう差額だけでなく、あと考えられますのは屠畜料あるいは解体処理料、それから冷蔵庫等も関係するかなというふうに思いますが、議員もご案内だと思いますけれども、実際に運んでいるところは確かに、例えばこちらで言えばJAが運んだということになれば、JAの中での運送賃金と、運賃ということになりますが、中に入ってしまった先のものというのは、これは生産者でもなければあそこに運んでいる人でもない。要はそこには民間が入ってきます。

このところは、どこまでが本当に農家の皆さんが負担すべきなのか。このことは今回もずっと私も追求してきました。ですが、それについてはいろんな角度から聞いていただいたんですけれども、結局は調べれば調べるほど分からないというか、大きな疑問も出てくる。

というのは、これは農家の皆さん方が、じゃあ幾らだよということを明確に分かっている農家の皆さんはいないと思うんですよ。まとめて農家の皆さんが、あなたは幾らですよという負担額を示されれば、それを負担してきていると思うんですよ。

ただ、私どももそうですし、それから佐久広域もそうですが、こういった公的機関というのは、当然そこには、投入するものは町民あるいは広域でも市町村の皆さんの血税が投入されておるわけです。この血税を投入するというからには、それ相応のやはりしっかりとした裏づけがなければ、それに対処することは難しいです。

これは、じゃあ、どこが取って、その額をはじき出して負担しているんだと、支援したんだと言われたときに明確な答えは出ません。ということは、その部分においては、私たちは今回大変残念でしたけれども、そこに行き着くことができなかったということでもあります。

今、議員はおっしゃっていただいたように、何でそれが分からねえんだって、こうおっしゃいますけれども、実際にさっき担当課長のほうからも申しあげましたけれども、やっぱり新聞報道等々あります。でも、この数字というのは、本当に農家の皆さん

んの純なものをしっかりと調べ上げて出ているのかどうか。このことは、やはり私も行政を預かる者として、本当にそれがはっきりするのであれば、それは当然佐久広域のほうにも当然進言しますし、要請します。

佐久広域も、これはずっと期間がかかりましたけれども調べた。調べれば調べるほど、先ほど私が申し上げたように分からない。分からないというのは、やはりそこには何かが入っているだろうということがありますので、それを無鉄砲に、ああ、じゃあ分かりました。どんな金でもいいから、じゃあ見てきましょうというわけにはいかないんです。

それは佐久広域の場合も特にそうですけれども、やはりそれぞれの行政の中には、もうこれ以上新たな支出ということを考えにくいという中で来ているわけでありますので、そここのところに理解を得るといえるには、今回の運賃の問題については理解が得られましたけれども、それ以外のものに理解を得るだけの、それだけの資料が、持ち合わせがなかったということですから、これは今後はっきり分かればいいですけれども、多分分からないであろう。どこかでその数字をはじき出してくださいれば別ですが、現段階では分かりません。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 闇ということで。この質問をなぜしたかといいますと、そういった利用料を含めたほかの経費が導き出せれば支援の対象になったのかなと。こういった意味では、はじき出せたもの、その数字に対しての支援、これが先ほどの運搬費1,100円ということですね、松本市は。

ちょっと残念だなと。もう少し手厚い支援というものを、私個人ではありますけれども期待はしていたので。今の横道にそれについて質問が終わらなくなりますので、次に移りたいと思うんですけれども。

(2) 「蓼科牛を守る。」この言葉と意味の継続性。これは確認になるんですけれども、町長、これを。言葉の意味、「蓼科牛を守る。」。守るもいろんな解釈があるんですが、町長の昨年から言い続けてきている、この「蓼科牛を守る。」。そして、継続性があるのかをお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私は常々「蓼科牛を守る。」というのは、信州蓼科牛のブランド牛を守るということです。これはあくまでも蓼科牛ということで、ただ単に生産をしていて、その牛を全て守るかということではなくて、やはりブランド牛、蓼科牛としてしっかりと個々が飼育をして、そして生産した牛が蓼科牛としてしっかりと販売ルートに乗っかっていくということが、当然条件になります。

ということは、信州蓼科牛を守っていくためのことは、飼育している町内の畜産農家、蓼科牛を飼育している町内の畜産農家を守るということであります。当然守り続ける必要がありますので、町としてできる可能な限りの支援をこれからも考えていき

ますし、そのことがブランドの維持につながるものだというふうに考えております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 最初の答弁で、長期的に捉えているということと、今、併せて確認が取れて安心をしているところなんです、（3）に移りたいんですが、ここは一番、私、聞きたいところなんですけれども、今後についての協議をどのように、いつ行うのか。

まず、佐久広域連合の支援が決まった段階で畜産農家さんのほうを集めて、その経緯の説明ほか今後について、農家さんの声を聞く場を設けるべきではないかなと思うんですけれども。これはもう計画されているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 畜産農家との話合いの場につきましては、何度か持っております。直近におきましては、佐久広域連合の方針が明らかになった、これを受けまして、3月30日も懇談の場を持っております。これは前任者において、いろいろやってきているわけなんです、持ってきております。

生産者の皆様とは、町長も直接複数回お話を聞いているところであります。必要があれば、今後においても協議の場はつくってまいりたいと思っておりますが、今現在、どこの時点、何月の時点でやろうという具体的なものはありませんけれども、必要があれば協議をしていきたいということでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今、課長のほうから支障があればということだったんですが、必要かと思えますが。町長、いかがです。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず、農家の皆さんとは、何回かひざまずいてお話をしました。佐久広域のことについてもお話をさせていただきましたし、農家の皆さんからの話は、全体のそういった皆さんが集まった場でも聞いておりますし、また私、個人的にもいろいろと聞いております。

そういった中で、今後、この支援の問題、対策、これが出て、町としてしっかりとしたものが予算化というところまでこぎつければ、そのときには、農家の代表でやるのか全体なのかは、町としてもそういった機会は当然あるだろうというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） （4）で支援をお伺いするところなんです、その支援が決まってから集めるということになるので、まだまだ先の話になるのかなと思うんですけれども、閉鎖してから2か月がたっております。もう早々にまず場を設ける必要があるのではないかなと思うんですけれども、再度町長に、早々に進めるおつもりでありますでしょ

うか。お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 実はその3月30日のときもそうですし、いわゆる農家の皆さん方がおっしゃるのは、我々にどういうふうな支援があるのか、あるいは何が問題なのか、そういうことがしっかりはつきり分かっているときに我々を集めてくれと。ただ単に俺たちの報告だけで集めてもらっても困るという話もございました。このことは、私どもは、やはりこれから畜産農家の皆さん方が本当に今後蓼科牛を守っていくという姿勢の中で、いろんなことが考えられると思います。今も動きがいろいろございます。

そういったものを捉えて、今、議員のほうでは一日も早くというようなことかと思えますけれども、やはり示せるものがないときに場を設けることもできませんし、また逆に農家の皆さんをあおるということにもなりかねませんので、その辺はしっかりと、やっぱり私どもが農家の皆さんと相対するというときの体制はしっかりできたときに話をさせていただきますが、そう遠くではないというふうに思っています。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 以前の話合いで農家さんとそういうふうになったということであれば、いいと思います。

（4）に移りたいと思うんですけれども、では、その場を設けるための支援、これが決まらなると話合いの場が設けられないということでもあります。現時点で支援、これはどのように行うかという、何か分かるものがあればお伺いしたいと思います。町長、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） いわゆる支援、対策のことだと思いますが、前段もちょっと入れて申し上げますが、佐久広域連合で先ほどの課長の答弁のとおり、運送経費に係る差額についての補填が行われます。そのほか屠畜経費も増額するという必要も、私、申しましたし、そういう要望もあったわけでありましてけれども、それは佐久広域連合としても、繰り返しになりますが、純な農家負担の増加額がいろいろと調査しても明確にできないということから、補填の対象とはできなかったということでもあります。

根拠を示すことができない差額については、これも繰り返しになりますが、町民の貴重な税金を財源とする以上、立科町としても支援することはできないというふうに考えております。

立科町の信州蓼科牛農家に対しては、佐久広域連合からの支援で差額が補われますが、2年目から減額となる令和4年度の80%に対する20%、その差ですね、これを合わせると100%です。それから、令和5年度の60%に対する40%、これを足せば100%です。

したがって、激変緩和の補助期間ですね、3年間、この部分について、その相当分は生産者の生産意欲を保ちながらブランド維持をしていく観点から、町としての

支援を検討しております。

それから、加えて、この4月から運搬経費の上昇分1,980円、これも明確であります。この分についても行政の代表として検討していきたいというふうに、今現在考えております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今、町長から、佐久広域連合も支援の3年間の中で、1年目は100%、2年目は80%の、100%に対して足りない20%、そして3年目、佐久広域連合の60%に対して40%、まとめると。これもまず、この支援を、声を頂いたわけですがけれども。これは私個人の意見を申してもあれなので、その支援、それをもって早急に場を設ける必要があるかと思えます。今、まだすぐにはできないというふうに町長はおっしゃったんですけれども、これだけ今、形ができていけば、これ以上充実するのであれば、時間を用意してもいいかなとは思いますが。これ以上中身が太らないのであれば、もう早急に場を設けて話をすべきかと思うんですけれども、いかがですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 町の方針が決まり、これは最終的には予算的な処置も必要になってきますので、議会の皆様方にも、これは、本日は一般質問でありますので、場が違いますので、議会の皆様方にも町としての一つの数字がしっかり示せたという段階のときに、当然早急に議会のほうにも報告させていただいて、説明をさせていただきますが。

農家の皆さん方については、まず今までもそうなんですが、まずそのトップの皆さん、関係の皆さんですね、この皆さんと調整を、日程調整を含めてさせていただきますので、今後、そういったことを経て説明の場が設けられればやりますし。

また、まず前段、皆さんと話した中でどうなるかということもありますので、その結果次第で、また全農家を集めるということもありますが、ただ、今、なかなか全ての皆さんを集めてということになりますと、またそこら辺のところの話が、元に戻ってまた話をするということはできませんので、今現在、これから前に進む分、ここの部分での説明になろうかというふうに思いますが。

これについて、まずトップのほうの皆さんとお話をさせていただきたい。最初にね。そう思っています。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 早々に行っていただきたいと思うわけでありましてけれども、私個人としてはなんですが、議会より先にまず農家さんのほうにと思うわけですがけれども、伝えておきます。まずとにかく、まず農家さんに。その気持ち、町長、これからも大事になってくるかと私は思います。

次の質問に移りたいと思います。

（5）特産品としての今後の発信について。質問したいと思います。

まず、ホームページの特産品のページを開いていきますと、最終的に米、りんご、

蓼科牛のほか紹介が載っているんですが、まずその写真なんですけれども、括弧で蓼科第二牧場というふうにあるんですが、厳密にやはり発信するという意味では、正式にあればホルスタイン、つまり酪農家さん、JA佐久浅間管内の酪農家さんの牛を牧場に上げているということと認識しているんですけれども、蓼科牛は交雑種であります。つまり、全くイメージが全然違ってくるかと思います。少し小さなことなんですけれども、そういうことは非常に大事なかなと思いますので、そこはぜひ産業振興課長ですかね、見直しのほうを見てもらってよろしいのではないかなと思います。

そして、今回の一連で私は思ったんですが、改めて特産品の発信を考えたときに、地域の人々に愛されていることがとても大事なのではないかなというふうに思っています。浸透というんですか、普及というんですか。

今回の6月の新聞報道から、いろいろな町民の皆様と会話をしていく中で、私が思ったより関心が薄い方がいらっしやっただけかなと。これは、やはり今後どのように捉えているかという経緯を考えたときに、過去、今までもう少し発信、今も旧隣町の某スーパーには蓼科牛が常時あったんですが、今、不定期になっております。価格も高騰します。徐々に触れる機会、食べつける、食べ慣れる、そういった機会が非常に減ってきていると。こうなると、本当に意識がどこにも、何か愛着もなくなっていくことになれば、特産品であるのかということもちょっと考えていかなければいけないかなというくらいに思うわけでありましてけれども。町内はもちろん周辺地域に触れる機会、この提供が非常にこれから大事かと。

行政といたしましても、総合的に私は恒久的に、この蓼科牛のみを手厚く扱おうと、こういった支援を行う、補助を行う。これは難しいかというふうにも思っております。当然今できること、行政ができる支援、これを続けていっていただきたいと思うんですけれども。

支援というものを考えたときに、提案なんですけれども、権現の湯、食堂があるんですが、こちらにぜひ毎月「肉の日」と題しまして、町が補助、仕入れる蓼科牛の補助なんですけど、より身近に愛される特産品として、また同時に権現の湯の来館数も、これは年々減少しているのは周知のとおりかと思えます。

この辺の増加の対策も併せて、相乗効果を狙って、ぜひ「肉の日」を設けて事業を展開する。こういった支援の形もあるのかなというふうに思っています。細かい詳細は町長のお手元のほうにもいっているかと思しますので、たたき台としてでも構わないんですが、前向きに、もう過ぎたことは過ぎたこととして、これから前を向いて新たに、改めて特産品蓼科牛を発信していくという観点から、町長のお言葉をお聞きしてよろしいですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員がご提案の権現の湯というお話も出ました。ただ、これには、今、立科町の町内に何箇所か蓼科牛を扱っているところがございます。行政のスタン

スとして考えれば、蓼科牛を守っていく一つの手だての中で当然のことではありますけれども、ただ、そこにやっぱり行政が支援するということになりますと、それ相応のやっぱり当然立ち位置になるべきものはなければならぬということになりますから、その施設のしっかりとしたこれからの活性化という部分も含めて、当然考えられるかというふうにも思いますので、前向きにできるだけ早急に検討してまいります。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 町長に期待します。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

さらなるきめ細やか子育て支援についてお聞きします。

これは、前回3月の定例会で私が質問させていただいた答弁の中で、町長は今後目玉として、今、検討していると。大きく捉えた意味でのお答えをいただいたかと思うんですけども、3月から3か月ほどたったわけですけども、今、実際にその検討というものが進んでいるのかと。これが見えないわけでありまして、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

子育て支援は私が重点としている施策の一つであり、また妊娠・出産から就学中の児童生徒までの子供たちと保護者をきめ細やかに一貫して支援するために、本年度、子育て支援係を教育委員会所管として令和2年度に立ち上げました子育て世代包括支援センター事業において、子育てに関する相談とその支援、また子育て環境の把握を行い、より実態に即した子育て施策の検討を行っており、本年は年度途中ではありますが、その一貫として新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている子育て世帯の生活への支援をするために、地方創生臨時交付金を活用した子育て応援商品券の配付事業を補正予算に計上をいたしました。

このほか、従来から実施している事業に加え、保育園に保育業務支援システムを導入し、登降園や連絡体制の利便性を図ったり、小学校の低学年等のトイレの改修、円滑な就学と学習支援に向け、これも新たなものですが指導主事を予算上に計上し、設けております。

こういった幾つかの主なものを申し上げましたけれども、そういったハード・ソフト面の両面について事業を現在進めているところであります。引き続き、現状と先を見越し、より実効性のある子育て支援事業を研究・検討を今後も続けてまいります。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今、検討しているということでありませう。

次の質問なんですが、（1）どういう会議で議題を検討しているのか。

今回の質問の側面として、この一般質問で、町側から検討しているという答弁が多々ある中、実際にどうなっているのかということが見えないと私は思っております。先ほどの確認も含めて一番最初に町長にお伺いしたのも、そういった経緯があるからなわけです。検討しているという答弁を頂きましたので、どういう会議でどういう議題を上げて検討しているのか。これは教育ですか、お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

先ほど町長の答弁で申し上げたとおり、子育て世代包括支援センターの子育て連携会議におきまして、妊娠・出産から子育て、就園・就学までの現状把握、分析を行い、望ましい子育て支援策について、今、検討をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） すみません。では、私の前回の一般質問から今日まで、検討はされたのでしょうか。お伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、この子育て世代包括支援センター事業の中の子育て連携会議におきまして、先ほど町長のほうで申し上げましたコロナウイルス感染症によります子育て世帯への支援のための商品券の配付等々、こちらのほうにつきまして検討をしたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） それは定期的にとどのぐらいのペースで行われているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

こちらにつきましては、令和2年度からの立ち上げでございまして、現在、年4回、令和2年度におきましては年4回、実績を、会議を開催しまして、令和3年度現在につきましては2回会議を開催しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） では前回、私が一般質問をしたものも検討したという認識でよろしいでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） こちらにつきましてでございますが、前回、今井町議のほうから提案されたということでございます。こちらにつきましても、すみません。今、私、ちょっと把握はしておらないですけども、その子育て連携会議におきまして、大きく捉

えて、会議のほうを開催しまして、検討しているというところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 少ししつこくなってしまうんですけども、基本的に年度途中での補正で子育て支援の政策が出るのか、出ないのかというところを考えたときに、今まであったのか。ちょっとそこまで深くは調べていないですけども、出たときに、まずもんで、ぜひそれを検討する、熟考する、練る、育てていくような形というものもあっていいのかなど。それがだめなのであれば、この一般質問の中で、町長の答弁で、今、考えていないということであれば、ぜひはっきり申しもらっていいのかなど、私は思っております。

次の質問に移ります。

チャイルドシート購入補助金についてなんですけれども、これも前回、一般質問をさせていただきました。一般質問が終わった後の全協で、当時、担当の係長から前向きな答弁を、同僚議員が再度確認で、「年齢制限を取っ払って2回という形ではよろしいのではないか」という質問を行ったときに、前向きな答弁だったというふうに私は認識はしていたんですが、5月の広報たてしなに補助金の掲載があったときに、中身の変化に気づかなかったわけですけども、見直しは行ったのか。また私の認識のとおり、現状のままであればその理由を。担当課長、お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

チャイルドシートの購入補助につきまして、現行ではゼロ歳から4歳未満で1回、4歳から就学前まで1回が対象となり、補助金額は1回上限1万円の補助を交付しておりましたが、子供の成長実態に合わせた支援とすることが望ましいことから、年齢による補助要件を改正し、ゼロ歳から就学前までの間に2回補助とし、本年度より実施することといたしました。

なお、補助金額の変更はございません。この改正による係る周知が遅れていますが、早急に周知し、多くの皆さんに活用いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） すみません。ちょっと聞きそびれたかもしれないですけど、今年度からも行われているということでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えします。

周知が遅れているということで、今年度から対象として行っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今年度は始まっていますので、ぜひ補助金の見直しということで周知のほうをお願いしたいところなんですけれども、先ほど課長のほうからも実態に合わせるとということで、私も補足として申し上げておくんですけども、某販売店の担当の方にお聞きしますと、やはり子供の成長によって変化はあるんですが、今、やはり現状は3歳からの購入が多いということでありました。基本は先ほどの線引きの4歳というところからなんですけれども、教科書どおりということであるようなんですけど。今、割ともう現状は、やはり3歳からもう購入のほうはやっているということですので、よかったです。

では、次の質問に移りたいと思います。

町長のさらなるきめ細やかな子育て支援は、いつ予算計上されるのか。

これは前回、3か月しかたっていない中、ここで一般質問をさせていただいているのも、移住希望者の話になるんですが当然移住希望者も、町の政策をするに当たり年齢のターゲットを絞るかと思えます。子育て世代ということであれば、より充実した子育て政策があることによって移住を決める一役になるのかなというふうに考えております。

今、コロナ禍の中、少しずつ社会の全体が変わってきている。これは誰もが認識しているところかと思うんですけども、ワーケーションほか、この里で考えると移住希望者、これを今後見込めるのではないかというふうにも思っております。

今年度、空き家対策調査も町のほうで行います。また光ファイバー整備、こちらも行いうということで、やはり地固めという部分で、非常に私はこれから、このコロナ禍の中でいかにそのベースをしっかり持つておくかと。移住したいという方がいたら取りこぼさない。そういった、今、地固めの時期でもあるのではないかというふうに捉えていて、比較的私は急いでおりますが。

そういった子育て世代を呼び込むに当たり、町長の柱でもあります「住んで良かった」と、そして「産み育てたいと思える町づくり」、これを、今まさに地固めとして行うべきというふうに考えているんですが。立科町土地開発公社のほうも新規分譲地を早くも検討しようというふうに動いているというのは、併せていくことによって相乗効果、やはり移住者はその土地が安く建てられるから来るのだけではないかというふうに思います。

もちろん住んだ後、いかに住みよい町なのかと。立科町は比較的交通網が弱い部分があるんですが、こういったデメリットをいかにこの立科町、小さな町ですが自立しているわけで小回りも効きます。そういった独自性の支援、こういったものがあることによって、またそれでこの立科町に定住しようとする方もいらっしゃるのではないかと。いわゆるコストを、ここで生活したコストというのも重要になるのかなという意味では、ターゲットとそういったものを含めると、やはり子育て世代、子育て支

援策というものに何か特化したものがあるべきではないかというふうに思っているんですけども。

町長として、これ、町民から、私の周りからなんですけど、前回の一般質問で町長がその子育て支援に対しての答弁を頂いたときに、お母さん方からすごくうれしかったというお言葉を頂いております。

やはり、私の世代、今、子育て世代が、仮に私が町長だとして、子育て支援をやるというのは、すごく普通に捉えられるかと思えます。失礼な言い方ではないんですが、町長はもう子育ての一線を越えた年代の方、世代の方、すみません。そういった方から、やはり若い人への目が行っている、そういったところを思っているという部分では、やはり私たちからするとうれしいということだったということです。

そういう意味でも、今年度も比較的子育て政策、いわゆる子育て政策ですね、そういった事業が、少し今年度予算は弱かったかなというふうに思っていて、来年度はぜひ期待をしたいと思っております。町長はその辺、答弁いただいてよろしいですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほど来から言っていることを繰り返すと、また同じことではないかということで、ちょっと省略をさせていただく部分もありますが、そうは言いますが、やはり私は先ほど申し上げたように、ただ単にハード面だけを整えればきめ細やかな子育て支援になるとは思っておりません。もちろんハード面も必要です。

このことも後ほどちょっと、ちらっと申し上げますが、その前に、先ほど来から申し上げているように、やはり成長をして発達をしていく子供たちの中で、その子供を見ている家庭というのはいろんな不安があるものですね。こういったものも、先ほど申し上げた、いわゆる実効性のある相談、助言、そしてそれに対するアフターケア、こういったものがなければだめだというふうに思います。

特に最近は夫婦そろって共働きというご家庭が多い中で、どうしても子供さんを小さいうちから保育園等に預けていますけれども、やはり子供のその発達していく課程の中で、母親、父親ともにそうですけれども、やはり不安はつきまとう。ずっとついて回るといふふうに思いますので、そこの部分を、やはりある程度不安を解消していくということは、先ほど申し上げたような包括支援センター、これは、今、連携会議ということになってはいますが、そこのところでは互いのよさのものを一体的に、それを、効果を出していくということが大事だといふふうに思っていますので、そこら辺のところの検証をしっかりしていくことが、まずソフト面では大事なといふふうに思っています。

特に生まれた子供さんが、その母親にとってゼロ歳児、1歳、2歳、3歳といくまでの環境で、非常に不安がつきまとうだろうといふふうに思いますので、そこらの支援はやっぱりしっかりしていかなければいけないなと思っています。

それから、先ほど議員と同じように私も思っているのは、確かに人口減少を抑え

るといふこともそうですけれども、それ以上に子育て世帯が、例えばそれだけでも増えて、しかもその皆さんが多くこの町に元気に暮らしていただくことが大事だといふふうに思いますので、やっぱり、そこには日頃私は申し上げていますが居住環境の整備、これも子育て支援の一つだといふふうに思います。

ただ、今、子育て支援住宅もありますけれども、子育て支援住宅だけが支援ではなくて、やはり来る人たちのニーズ、これは子育て支援のところもいいという方もいますし、例えば一戸建てといふことも思う人もいます。

それから、中にはやはり田舎暮らしの中で子育てをしたいという方で、いわゆる空き家の改修をしたところに住みたいという方もいるかと思えます。今、その空き家についても、集中的にこの令和3年度、まあ令和2年度にできればよかったんですが、なかなか進まなかったんですが、令和3年度の中では集中的に空き家の調査、調査といふのは要するにいかに来ていただける方がいるか、その方のどういうニーズがあるのか。これを、今、調べておりますので、これはもちろんやっていきますし。

もう一点は、今後、今年、今年度というわけにはいかないと思えますが、新しい年度に向かって、できればモデル的に官民一体のそういった住環境ということを考えていく必要があるということで、その、今した打合せ的なことも始めております。こういったことを、いろんな多方面から、いろんな角度から見て、ただ単に家賃を払えば済むという人もいるでしょうし、中には住み続けたいということで一戸建てという方もおるかもわかりません。この頃話をしました、いわゆる保育園跡地のところのそういった施設を使うことも大事ですけれども、私はやはり、これからはそうではなくて、やはり眺望のいいようなところに住まわれる方も、望まれている方もいると思えます。

そういったことも、今、調査をしておりますので、今日ここでということにはちょっと発表できませんけれども、そういったことも、今、進めておりますので、来年度に向かって進めていきたいといふふうに思っています。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今、町長の答弁の中と、まちづくり創成会議、こちらのほうにも提言のほうを私も見たんですけれども、まさにその中に盛り込んである内容のとおりと。また、民間の連携、これによる住環境の整備ということで、これはまた改めて質問をさせていただきたいかなといふふうに思っております。

少し時期が尚早だった部分もあるかもしれませんが、検討、これはもう常に重ねていただいて、ぜひ来年度は充実した子育て支援政策を期待したいというところでもあります。

少しまとめます。

最初の藜科牛なんですけれども、やはり町長、この町で限られた財政で、そういった中どこまでどういう形でできるのかというところは、しっかり全力で農家さんの声も十分に聞いて、できる限りの支援というものを。まず、今、劇的変化の起こった、

ここが支援の対象になるかと思います。先ほど町長もおっしゃっていたかと思いますがけれども。その後の、前にまずその支援というところの充実を、しっかり畜産農家さんとお話をしていただければというふうに思います。

以上で、1番、今井健児の質問を終わりにします。

議長（田中三江君） これで、1番、今井健児君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後4時03分 散会）